

由布市告示第116号

令和7年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年8月28日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和7年9月4日木曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	平松恵美男君
太田洋一郎君	加藤 幸雄君
鷺野 弘一君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	湊野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
佐藤 孝昭君	甲斐 裕一君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

令和7年9月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和7年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第23号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第27号 令和6年度決算における健全化判断比率について
- 日程第10 報告第28号 令和6年度決算における資金不足比率について
- 日程第11 報告第29号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第12 報告第30号 令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和6年度執行)報告について
- 日程第13 報告第31号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 認定第1号 令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第19 諮問第6号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算(第3号)」
- 日程第21 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第76号 財産の取得について
- 日程第23 議案第77号 工事請負契約の締結について

- 日程第24 議案第78号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について
- 日程第25 議案第79号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第80号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第81号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第82号 由布市営火葬場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第83号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第30 議案第84号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第31 議案第85号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第86号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第87号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第88号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第89号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第90号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第23号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第24号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第26号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第27号 令和6年度決算における健全化判断比率について
- 日程第10 報告第28号 令和6年度決算における資金不足比率について
- 日程第11 報告第29号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第12 報告第30号 令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和6年度執行）報告について

- 日程第13 報告第31号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 認定第1号 令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第19 諮問第6号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第21 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第76号 財産の取得について
- 日程第23 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第78号 由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について
- 日程第25 議案第79号 由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第80号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第81号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第82号 由布市営火葬場条例の一部改正について
- 日程第29 議案第83号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第30 議案第84号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第31 議案第85号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第86号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第87号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第88号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第89号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第90号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（17名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 高田 龍也君	4番 坂本 光広君
5番 吉村 益則君	6番 田中 廣幸君
7番 加藤 裕三君	8番 平松恵美男君
9番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
12番 長谷川建策君	13番 佐藤 郁夫君
14番 渕野けさ子君	15番 佐藤 人已君
16番 田中真理子君	17番 佐藤 孝昭君
18番 甲斐 裕一君	

欠席議員（1名）

11番 鷺野 弘一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君	副市長 …………… 小石 英毅君
教育長 …………… 橋本 洋一君	
総務課長 …………… 古長 誠之君	財政課長 …………… 大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長 ……………	米津 康広君
財源改革推進課長 …………… 佐藤 雄三君	税務課長 …………… 竹下 美佳君
市民課長兼マイナンバーカード推進室長 ……………	長田 瑞穂君
防災危機管理課長 …………… 赤木 知人君	
人権・部落差別解消推進課長 ……………	後藤 康成君
監査・選挙管理委員会事務局長 ……………	工藤 秀紀君
会計管理者 …………… 平野浩一郎君	建設課長 …………… 衛藤 武君
都市景観推進課長 …………… 伊藤 学君	農政課長 …………… 新田 祐介君
農林整備課長心得 …………… 秦野 一成君	水道課長 …………… 平山 浩二君

商工観光課長	……………	大塚 守君	農業委員会事務局長	……………	藤川 恭司君
環境課長心得	……………	小俣 功君			
福祉事務所長兼福祉課長	……………				後藤 昌代君
健康増進課長	……………	吉野眞由美君	子育て支援課長	……………	藤川 祐子君
保険課長	……………	河野 妙子君	高齢者支援課長	……………	田代 由理君
挾間振興局長兼地域振興課長	……………				井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………				佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………				一野 英実君
教育次長兼教育総務課長	……………				安部 正徳君
学校教育課長	……………	岩田 正明君	社会教育課長	……………	吉倉 芳恵君
スポーツ振興課長	……………	松本 知行君	消防長	……………	大嶋 陽一君
代表監査委員	……………	大塚 裕生君			

午前10時00分開会

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。これより、令和7年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員数は17名です。鷺野弘一議員から欠席届が出ております。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、太田洋一郎君、10番、加藤幸男君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） それでは、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をタブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき報告とさせていただきたいと思います。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和7年第3回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席をいただき心から感謝申し上げます。

さて、今回提案することにしております報告9件、認定2件、諮問4件、承認1件、議案16件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

本日、お手元のタブレットに行政報告のデータを掲載しておりますので、御一読いただきますようお願いを申し上げる次第です。

少し時間をいただきまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

初めに、7月16日に、大分県東九州新幹線整備推進期成会総会に出席をいたしました。令和6年度の報告と令和7年度の事業計画について報告を受けたところです。

7月25日には、別府挾間間道路改修促進期成会通常総会に参加し、その後、大分県知事へ、由布市挾間町来鉢から国道210号交差点間の改良整備促進について要望を行いました。

7月29日には、由布院駅100周年記念式典に出席し、100年にわたる湯布院の玄関口として重要な役割を果たしてきた由布院駅に感謝するとともに、今後ますますの発展を祈念したところです。

また、8月25日には九州整備局へ、国道210号改修促進協議会による由布市域、大分市域の国道210号4車線化の早期整備について大分市と合同で要望を行いました。

そして、8月26日には、別府市で大分県市長会秋季定例会が開催され、学校給食費の公費負担についてなど、九州市長会へ提案する議案と地域医療の充実に向けた取組などについて大分県へ要望を行う議案について審議を行いました。

また、今回も多くの方々から、全国大会、九州大会への出場と各種競技大会での上位入賞報告をいただきました。7月11日には特別養護老人ホーム若葉苑の皆さん、7月16日には軟式野球の由布クラブの皆さん、7月22日には大分県立由布高等学校の郷土芸能部及び射撃部の皆様、7月25日に湯布院ジュニアバレーボールクラブの皆様、7月30日に二宮健斗様、レスリング

競技です。8月4日に挾間中学校柔道部、陸上部の皆さんから、それぞれうれしい御報告をいただきました。多くの方々が様々な舞台上幅広く活躍している姿に大変うれしく、また感謝をしたところでは。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、今回の行政報告から報告するようになりました1億5,000万円以上の契約に係る軽微な変更につきましては、該当する案件はございませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀏野けさ子さん。

○議員（14番 瀏野けさ子君） おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、瀏野けさ子です。令和7年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての御報告をさせていただきます。

会議結果。

- 1、会議名、令和7年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。
- 2、日時、令和7年8月4日月曜日、午後1時30分から。
- 3、会期、1日です。
- 4、場所は、大分市、大分県医師会館6階研修室第Ⅱ。
- 5、出席状況は、出席25名、定数26名のうち1名が欠席でございました。

議事日程について報告します。

第1、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員長の選挙について。

第2、議席の指定及び議席の一部変更について。

第3、会期の決定について、1日間です。

第4、議会運営委員会委員の選任について。

第5、議第9号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて。令和7年3月9日の任期満了に伴い、監査委員に今山裕之氏（大分市選出）を選任するため議会の同意を求めるものです。全員一致で同意しました。

第6、議第10号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。

補正額は1億9,001万6,000円の増額で、補正後の予算総額は13億4,001万6,000円。歳入では繰越金を1億9,001万6,000円、歳出では総務費1億9,001万6,000円、それぞれ増額するものです。

議第11号、令和7年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）。

補正額は61億1,090万円の増額で、補正後の総額は2,362億1,290万円。歳入では繰越金を61億1,090万円増額、歳出では諸支出金を65億4,805万3,000円を増額、予備費を4億3,715万3,000円減額するものです。

議第12号、令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について。

一般会計では、収入済額が12億5,194万4,697円、支払済額10億6,192万9,666円、歳入歳出差引残額1億9,001万5,031円。歳入歳出差引残額の全額を財政調整基金に積み立て、翌年の財源に充当。特別会計では、収入済額が2,186億5,732万7,794円、支払済額が2,120億4,642万7,503円、歳入歳出差引残額が66億1,090万291円、歳入歳出差引残額のうち65億4,609万6,000円を国、県、市町村、支払基金に返還する。

第7、一般質問は3名でございました。

第8、会議録署名議員の指名について行われました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いします。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の太田洋一郎です。常任委員会の調査研修報告をさせていただきます。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

調査事件。道の駅を利用した地域振興について（鋸南町）（南房総市）。定住促進施策について（東京都）。

調査研修の期間。令和7年7月28日月曜日より7月30日水曜日。

調査研修地。都市交流施設・道の駅「保田小学校」、千葉県安房郡鋸南町町保田724。道の駅「ちくら潮風大国」、千葉県南房総市富浦町青木28番地。ふるさと回帰支援センター・東京、東京都千代田区有楽町2丁目10の1、東京交通会館8階。

調査研修者。委員長、太田洋一郎、副委員長、坂本光広、委員、甲斐裕一、平松恵美男、加藤裕三、随員、議会事務局。

調査研修結果。別紙のとおり。

廃校利用の取組について。研修地、都市交流施設、道の駅「保田小学校」、千葉県鋸南町。

概要。道の駅「保田小学校」は、千葉県安房郡鋸南町に位置し、廃校となった小学校の校舎を

活用して整備された全国でも珍しい道の駅です。平成26年に閉校となった旧保田小学校を再活用し、平成27年に道の駅として新たに開業いたしました。

この施設は、地域の歴史と思い出が詰まった学校という建物を活用しながら、観光・地域振興・交流促進など多様な目的を果たす場として整備されたものであり、全国的にも高い注目を集めています。校舎の教室をそのまま利用した宿泊施設やレストラン、直売所、体験スペースなどが整備されており、懐かしさと新しさが融合したユニークな空間となっています。

道の駅としての機能に加え、地域の防災拠点としての機能も付加されており、観光と安心・安全を両立した地域資源としても活用されています。

視察の内容。今回の視察は、道の駅「保田小学校」における廃校活用の取組と、観光資源としての多機能的な活用方法について調査いたしました。

施設内には、旧校舎を改修した宿泊施設「学びの宿」や、地元食材を生かしたレストラン「里山食堂」、地域の特産品を販売する直売所「きよなん楽市」などが整備されています。黒板や教室の雰囲気を生かした客室や校庭をそのまま活用したイベントスペースなどは、ほかの道の駅にはない魅力を持っており、訪れる観光客にとっても強い印象を残す工夫がなされています。

また、防災拠点としての機能強化も図られており、災害時には避難所としての活用も想定されるなど、地域に根差した多機能型施設としての役割を果たしています。

一方で、現地での聞き取りや施設の運営状況からは、地域住民との連携やまちおこしの取組が必ずしも十分に機能しているとは言い難い側面も見受けられました。地元住民の関与や主体的な活動が限定的であり、施設全体が外部観光客向けの施設にとどまっている印象を受けた点は課題として認識されます。

視察の感想。道の駅「保田小学校」は、廃校という地域の資源を大胆に再活用し、観光資源として再生させた点で非常にユニークかつ先進的な取組であり、他自治体にとっても参考となる好事例です。教室を生かした宿泊施設や地域食材を使ったレストランなどは、訪れる人に新鮮な体験を提供し、観光振興には一定の効果を上げていると感じました。

一方で、地域住民の主体的な関与がやや希薄であり、まちおこしや地域コミュニティの活用といった本来的地域振興の視点では、今後さらに工夫が求められると感じました。現時点では、施設の活用が観光に偏っており、地域住民のニーズや関心との間に一定のギャップがあるようにも思われます。

こうした観点から、道の駅「保田小学校」は、観光施設としては成功を収めつつあるものの、地域住民との連携強化や持続的な地域内循環の構築といった面では、今後の課題も残されていると考えています。

本市においても、地域資源を活用した施設整備を進める際には、ハード面だけでなく地域住民

の参画や主体性をどう引き出すかが、真のまちおこしに向けた重要な視点であることを改めて認識いたしました。

次です。道の駅を利用した地域振興について、建て替え事業。

研修地。道の駅「ちくら潮風大国」、千葉県南房総市。

市の概要は、記載のとおりでございます。

視察の内容。南房総市においては、市が100%支出する第三セクター、株式会社ちば南房総が複数の道の駅を運営しており、観光振興、農業振興、地域福祉、防災の各分野を連携させた地域活性化の取組を行っています。

今回の視察では、これらの道の駅における複合的な機能とその運営体制について調査いたしました。道の駅では、地元農産物の直売や加工品販売のほか、観光案内所、体験プログラム、飲食施設の運営、花畑を活用した観光プロモーションなど、地域資源を生かした多彩な事業が一体的に展開されています。これにより、年間を通じて多くの観光客を呼び込む拠点となっています。

また、老朽化した施設の更新を目的とした約10億円規模の整備計画が進行中であり、防災面においても、非常用電源や通信設備の整備により、災害時の地域防災拠点としての機能強化が図られています。

視察当日は、市の関係者との意見交換も実施され、地域振興、防災対策、人口減少など共通する課題に関して、活発な情報交換と意見交換が行われました。

視察の感想。株式会社ちば南房総が市の100%出資により設立・運営されていることは、行政の公益性と民間的な柔軟性・効率性を融合したモデルであり、大変印象的でした。特に、市長が代表取締役を兼務している体制は、行政と地域経済との連携を強化する上で非常に特徴的であり、地域の実情に即した持続可能な地域活性化モデルとして高く評価できると感じました。

また、地元農産物の地産地消や都市部への出荷促進に加え、観光、農業、福祉、防災といった分野の連携による多機能的な取組は、地域全体の活力向上に貢献しており、本市においても参考になる点が多くありました。

さらに、道の駅を防災拠点として機能強化している点は、近年増加する自然災害に対する現実的な取組として極めて有効であり、災害時における地域住民の安心・安全な避難・生活を支える施設整備の重要性を改めて認識いたしました。

次です。移住促進施策について。

研修地。ふるさと回帰・移住交流推進機構、ふるさと回帰支援センター。

施設の内容。東京都千代田区に所在する公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構、ふるさと回帰センターを訪問し、視察を行いました。

同センターは、都市部から地方への移住を希望する方々に対し、全国各地の自治体と連携しな

がら、移住相談、情報提供、マッチング支援などを行う全国的な拠点であり、特に地方創生や人口減少対策の観点から注目されている組織です。

当日は、センターの事業概要や運営体制の説明を受けたほか、実際の相談事例や自治体の情報発信の工夫、移住希望者のニーズの変化についても詳しく伺いました。特に、若年層や子育て世代からの相談が年々増加していること、テレワークや多拠点生活など多様なライフスタイルへの対応が求められる現状について具体的な説明がありました。

視察の感想。今回の視察を通じて、移住促進における個別相談の重要性と継続的な情報発信の工夫が極めて大切であることを実感いたしました。

センターでは、単なる移住希望者への情報提供にとどまらず、希望者のライフプランや仕事、家族構成などに応じた丁寧な相談対応が行われており、それが移住の実現率を高めている要因の1つと感じました。

また、自治体側の積極的な関与が、移住希望者との信頼関係を築く上で欠かせないことも印象に残りました。今後、本市においても地域の魅力を的確に発信しながら、移住希望者に寄り添う体制づくりを進めていくことが、定住促進や地域活性化につながると改めて認識いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） おはようございます。教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。常任委員会調査研修報告書を読み上げます。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件。（1）相模原市発達障害支援センター及びインクルーシブプログラム開発事業、子どもの権利条例の取組について（神奈川県相模原市）。（2）長狭学園における小中一貫教育及び学校地域連携事業の取組について（千葉県鴨川市）。

2、調査研修の期間。令和7年7月9日水曜日から11日金曜日までです。

3、調査研修地。（1）相模原市役所（神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号）、（2）鴨川市立長狭学園（千葉県鴨川市宮山176番地）です。

4、調査研修者。委員長、田中真理子、副委員長、志賀輝和、委員、佐藤郁夫、同じく加藤幸雄、同じく吉村益則、同じく首藤善友、随行者は議会事務局です。

調査研修結果。別紙のとおり。

次、お願いします。

（1）神奈川県相模原市。

①相模原市の概要については、御一読ください。

②相模原市発達障害支援センター及びインクルーシブプログラム開発事業の取組についてです。

(ア) 相模原市発達障害支援センター。

市の発達障がい支援に関する専門機関として平成24年10月に設置。関係機関と連携の下、一人一人のニーズに応じた支援を目指しています。現在は、市内在住の高校生年齢以上の発達障がいがある方やその心配のある方、その家族及び関係機関の支援を行い、中学生までの支援は、各区子育て支援センターの療育相談班が担っています。診療に関しては専門医不足が課題となっており、地域の医療機関で対応できる体制整備が必要とされています。

(イ) インクルーシブプログラム開発事業についてです。

文部科学省から学校卒業後における障がい者の学びの支援推進事業の委託を受け、相模女子大学と連携の上、発達障がいや知的障がいのある若者を対象としたインクルーシブな生涯学習プログラムの開発に取り組んでいます。具体的には、連携協議会や啓発講座を開催し、各学会での発表や広報活動など成果の普及にも努めております。受託期間終了後の継続に向けては、市と大学による独自予算化が検討されております。

③子どもの権利条例の取組について。

平成27年4月に条例施行、市民と市が一体となり、子どもを一人の人間として尊重し、子どもの権利を保障する内容となっています。安心して過ごせる家庭環境（子育て家庭への支援）、子どもの権利の保障（子どもの権利の救済制度）、意識の醸成（さがみはら子どもの権利の日）を特徴とし、各種取組を行っています。

(ア) 制定までの経緯です。

平成15年に庁内ワーキングを設置。平成22年の政令指定都市移行後、児童虐待やいじめ認知件数が増加傾向にあるという実態を受け、平成25年にいじめ根絶市民集会を開催、子どもの笑顔を守る共同宣言。平成26年、市いじめ防止等に関する条例が成立。同年、相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会による子どもの権利条例の検討、策定。平成27年3月に市議会において全会一致により可決、同年4月に施行されております。

(イ) 子どもの権利相談室の設置について。

「さがみみ」の愛称で、子どもや保護者からの権利侵害に関する相談・救済を電話や面談で受け付けています。年間100件前後の実績があり、今後はLINEなど新たな相談手段の導入も検討されています。

(ウ) その他として、さがみはら子どもの権利の集いなどの記念行事、子どもの意見表明機会の確保に向け、各担当課におけるアンケート実施など全庁的な取組が行われています。

続いて、(2)千葉県鴨川市です。

①鴨川市の概要、これについては御一読をお願いいたします。

②長狭学園における小中一貫教育の取組について。

平成21年度から開始された長狭学園では、小中学校の連携強化と地域に根差した教育を目的に、小学校3校を長狭中学校と同一敷地内に統合しました。9年間の義務教育を前期、中期、後期に分け、発達段階に応じた一貫カリキュラムの下で教科担任制や少人数指導を実施しています。教員の合同研修や授業研究、生徒会活動や地域行事への参加を通じて、教職員、児童生徒、地域が一体となった教育環境づくりが進められています。

進学時の不安解消や自己肯定感の向上が見られる一方、教員負担や校風の統合といった課題も存在しており、今後の支援体制強化が求められています。地域住民の協力も手厚く、草刈りや田植え体験などへの参加が行われています。

③学校地域連携事業の取組についてです。

保護者や地域住民の参画・支援を促進し、学校、家庭、地域社会が一体となって学校運営に取り組むことを目的に、令和4年度より市内全小中学校に学校運営協議会（9協議会あり、長狭学園では1協議会です）を設置しております。旧来の学校評議員制度の発展形として、地域学校協働本部との連携を通じた継続的、効果的な連携体制の強化が図られております。

（3）視察を終えて。まとめとして報告します。

相模原市、鴨川市の両市を訪問し、研修を行ってきました。

今回、子どもたちがどこにいても、どのような状況であろうと、自由に伸び伸びと育てほしい、この思いで、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、「障害の有無にかかわらず共に学び生きる共生社会」地域における持続可能な学びの支援について相模原市において研修しました。子どもたちや保護者の負担、不安は大きく、発達支援への対策は全国どの自治体でも抱える大きな課題です。相模原市では、中学生までは各区子育て支援センターで、高校生以上は発達障害支援センターで、幼少の頃から社会へと歩き出すために切れ目のない一貫した取組を行い、地域、学校、組織を上げて、一人歩きができるまで就労支援へつなげ、息の長い取組が行われていました。由布市においても、財源の確保、専門職員の配置、相談窓口等切れ目のない支援を引き続き充実したものへと検討をお願いいたします。

また、子どもたちの人権を尊重し守るという観点からの子どもの権利条例、庁内ワーキングに始まり、12年かけて、守るべき子どもの生き方、幸せに生きる権利を守るための条例制定は、今後由布市においても子どもを守るためには重要であり、一考する余地はあると思いを強くし、今後の検討をお願いいたします。

鴨川市の小中一貫校についてですが、人口的、地理的環境は由布市とおおむね同様の状況でした。9年間という年月を経て、学校区の特色を生かし小中一貫校へと導いていました。学校区の

特色を生かした3つの形態、施設一体型、施設分離型、施設隣接型とそれぞれの校区の実情を尊重し、全ての教職員が中学校区の子どもたちの9年間の学びについて同じ視点に立ち、共に考え、情報を共有し、同一歩調で教育実践に当たるという理念、この理念は、3つの形態を超えて共通するとして取組を進めてきています。

9年間での教育方針として、教育の課題、教育の学習、自立、自学、自分で考え判断し行動する人生を切り開いていく力をつけようと、小中一貫教育のメリットとして重要性を置いていると力強さを感じました。子どもたちも伸び伸びと自由に発言し、元気よく学んでいました。鴨川市のほうからは、議長、教育長、学校長をはじめ多くの方の出席をいただき、熱心な説明で意義ある研修でした。由布市においては、人口減少、少子化にスピード感を持って、子どもたちの未来を考慮し検討を進めてもらいたいと思いました。

以上、報告いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆様、おはようございます。産業建設常任委員長の田中廣幸です。常任委員会調査研修報告書を読み上げます。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件。道の駅「サーモンパーク千歳」（千歳市）、農村型コンパクトエコタウン構想の取組（沼田町）。

2、調査研修の期間。令和7年7月22日火曜日から24日木曜日まで。

3、調査研修地。北海道千歳市と北海道沼田町です。

4、調査研修視察者。委員長、田中廣幸、副委員長、高田龍也、委員として佐藤孝昭、同じく佐藤人己、同じく渕野けさ子、随行には議会事務局が行いました。

調査研修結果は別紙のとおりです。

（1）北海道千歳市、道の駅「サーモンパーク千歳」。

市の概要。千歳市は、北海道の空の玄関である新千歳空港があり、面積594.5平方キロメートル、人口は9万6,988人。国立公園支笏湖などの雄大な自然環境と、交通アクセスや生活利便性に優れた都市景観が調和する道央圏の中核都市である。

以下、御一読お願いいたします。

（視察の内容）。

道の駅「サーモンパーク千歳」を運営している株式会社ムーバーは、グループ全体で全国15か所の道の駅を運営する株式会社TTCのグループ企業の1つである。全国に50以上の子

会社を設立している理由は、その自治体に納税をするためであり、大分にも子会社がある。

道の駅「サーモンパーク千歳」は、農産コーナー、お土産等物販コーナー、レストラン・フードコート、3つのエリアからなっていて、農産コーナーは地元の生産者に直売所として場所を貸しています。他の2つのエリアについては、施設の管理だけ行って、地元のお店をテナントとして入れる道の駅が多い中、道の駅「サーモンパーク千歳」は全て直営で行っている。もともとお土産を作る会社としてスタートしたため、親会社のノウハウを使って地元の特産をメニュー・お土産に反映させて自作でできることが強みで、ここしか買えない商品を作って販売することで、わざわざ足を運びたくなる道の駅を目指している。

商品については、SNSで広がるようなアイデアを採用したり、大会に出て評価されることでメディアに取り上げられて、お客様に来てもらうという好循環をつくり出している。

地元との関わりについては、商店街の理事になり地元の商店街と組んで多くのイベントを行っている。また、従業員の賃金は地域相場より高くすることが会社の方針で、売上げを上げて賃金を上げることで、いい人材を確保している。特に千歳市に住んでいる人を雇用することは、千歳市の魅力を広めたい気持ちもともとあるため、サービス向上につながっているという。

指定管理者が替わるときには、早くから名産品や生産者とのやり取りを始め、店の構想を1年以上かけてつくった。サーモンパークなのでサーモンに特化した地元の特産品を使った特徴のある道の駅を造ったが、他の道の駅と比較するよりも、エスコンフィールドなどの流行っている商業施設を参考にして、店に置いている商品とその場で開けて試食できるなどの取組をしている。

直営とすることで一体感のあるイベントができるため、テナントが入っていたときの約3倍の売上げとなっている。売上げを上げることに行政からの協力を得ていて、売上げの2.5%を市に収めている。昨年の売上げは9億円で北海道で1位。指定管理は7年間で、今年が3年目。1年目の実績によって2年目の店舗運営の自由度が上がったが、新たなことをする際は市に逐一報告をしている。長く取引がある地元の清掃業者などは継続して契約をしている。

指定管理には隣接する水族館も含まれていて、ノウハウを持つ別の団体が運営しており、千歳川をのぞくことができる日本初の水中観察窓からは、秋は遡上するサケの群れ、冬はサケの産卵行動や卵を狙って潜水する水鳥などを観察できます。

(2) 北海道沼田町、農村型コンパクトエコタウン構想の取組。

町の概要。

沼田町は、北海道第2の都市旭川市から45キロメートルほど西にある、面積283.35平方キロメートル、人口は2,720人の町です。

以下、御一読ください。

視察の内容。

沼田町の人口は、移住定住の施策が功を奏し社会増になることもあったが、基本的には社会減が続いており、出生より死亡の数が多いため人口減少が続いている。もともとは炭鉱の町として栄えていたが、炭鉱閉山により稲作中心の町へと転換した。北海道有数の豪雪地帯でもあり、町の約7割が森林で、市街地周辺の農地には農家が点在している状況の中、高齢化問題を解決するためコンパクトエコタウン構想の取組を始めた。

コンパクトエコタウン構想とは、車を使えない高齢者でも生活に必要なサービスを自分の足で歩いて得られるよう、駅を中心とした半径500メートル以内に学校、診療所、高齢者施設、スーパーを集約し、町そのものをただの区域から大きな家のような存在に生まれ変わらせることで人が住みやすい環境をつくり、同時に雪国の課題である除雪面積を減らすなどの課題解決を行っていくものである。

構想のきっかけとなった病院とスーパーマーケットの老朽化に伴い、建て替えの問題の際には、構想の5つの方針、まず、安心な医療福祉体制、1つ、中心市街地の活性化、1つ、自然エネルギーの活用、1つ、歩いて暮らせるまちづくり、1つ、コミュニティデザインの手法による住民主体のまちづくりの考えの中、幅広い世代の多くの町民と2年間で約10回のワークショップを行い、病院は行政主導、スーパーマーケットは民間主導で一体的に整備することで国の地方創生関連の交付金を活用し、病院は暮らしの安心センター、スーパーマーケットはまちなかホットタウンとして生まれ変わった。

暮らしの安心センター内には、クリニック、デイサービスセンター、カフェがあり、すぐそばに、電力の使用状況をデータ化することで、遠くに住む家族が高齢者の暮らしを見守ることができ、高齢者住宅もあります。今後はこういったデータを活用し、住民の健康増進と医療費の削減に取り組むことも検討されている。

いつまでも幸せに暮らせるまちづくりとして、町内利用者は100円で利用できる乗合タクシー事業を行い、町営バス2路線と合わせて高齢者が自宅から行きたいところへ行けるようにしています。子育て世帯には、就学前の子どもの遊び場、子育て家庭同士の仲間づくり、子育て相談が行える子育て交流広場の運営や、町外の高校に通う高校生に通学費の一部を支援する事業を行っている。

基幹産業である農業では、もともと大規模な農業をしている農家が多かったため、法人化してさらに効率化を進めることによって、耕作放棄地ゼロを維持。

日本に数台しかないロータリーや歩道用除雪機を導入して冬の生活の安心安全を確保したり、冬に降った雪を保管して夏の冷房施設や町民が利用できる貯蔵施設に利用するなど、町民の暮らしの利便性を高めてきたことが沼田町の魅力となり、住みたい田舎として全国から評価されている。

(3) 視察を終えて。

道の駅「サーモンパーク千歳」は、自然環境を取り入れたテーマパークでもあるような施設です。平日でも駐車場には車が多く、観光バスも止まっており、道の駅が休憩所ではなく目的地であるように感じました。

店内には、地域の新鮮な野菜、果物があり、土産コーナーの品物も数多く陳列されていた。レストラン、フードコートもあり、地域の方々も利用しやすいような施設であった。子どもたちには、体験型・家族間の交流など、地域にある自然が教育的で、家族愛を育む、そのような居場所づくり、環境づくりがうらやましくも感じました。

沼田町は、2004年(4,170人)から2023年(2,840人)の20年間で1,330人減少している。由布市内でも人口減少の続く地域を考え、また由布市の計画にあるように、コンパクトシティ(都市計画マスタープラン)構想が実現可能なのか、農業、農地は守られるのかなどの視点で視察を行った。

沼田町には、かつてJR留萌線の恵比島駅があったが、2023年3月31日に廃止され、現在は農民カフェとして使われており、観光客の憩いの場にもなっている。町の主要産業である農業の課題、2025年問題など、由布市にも当てはまる問題でもある。今後、将来の市町のあるべき姿を真剣に考えなければならない。

豪雪地帯である沼田町は、1年の半分は雪で閉ざされている。それを逆手に取り、除雪した雪を数か所に集め、その1つには、夏場の雪冷房として穀類長期保存が可能なシステムがあり、玄米や大豆など、町内の農家が自由に使え、貯蔵庫の中は通年温度5度、湿度70%に管理されている施設「ゆめつくる」は、地域のコミュニティの場でもあると感じました。

2か所の視察地とも、北海道という広大な土地を生かした地域づくりを行っていた。私たちの住む由布市には広大な土地はないが、自然と共存しながら住民参加の地域づくり、特に移住者、転入者、若者とのコミュニケーションを図りながら、これからの由布市づくりに市議会として邁進しなければと感じた視察研修であった。

以上、報告いたします。

○議長(甲斐 裕一君) 閉会中の委員会調査研修報告は終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長(甲斐 裕一君) 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長(工藤 由美君) 議会事務局長です。

それでは、お手元の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号5、件名、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書。請願者、由布市挾間町、一般社団法人JAPANハンティング協会代表理事、三重野丈一。紹介議員、長谷川建策。

受理番号6、件名、「森林法及び大分県地域計画に基づき違法伐採（無届伐採）および伐採後の森林土砂流出防止に関する意見書」に関する請願。請願者、由布市湯布院町、上津々良川流域防災協議会会長、麻生源吉。紹介議員、高田龍也。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号4、件名、湯布院駐屯地への長射程ミサイル配備反対決議及び住民説明会要望決議の採択に関する陳情書。陳情者、由布市湯布院町、湯布院駐屯地「敵基地攻撃ミサイル」問題を考えるネットワーク事務局、鯨津憲司。

受理番号5、件名、「子どもたちが、悔いなく部活を頑張れるよう拠点校の移動に部活バスを走らせてほしい！」に関する陳情書。陳情者、由布市湯布院町、江藤国子。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ただいまの請願2件、陳情2件については、会議規則第141条により、お手元のタブレットに掲載しております請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第23号

日程第6. 報告第24号

日程第7. 報告第25号

日程第8. 報告第26号

日程第9. 報告第27号

日程第10. 報告第28号

日程第11. 報告第29号

日程第12. 報告第30号

日程第13. 報告第31号

日程第14. 認定第1号

日程第15. 認定第2号

日程第16. 諮問第3号

日程第17. 諮問第4号

日程第 18. 諮問第 5 号
日程第 19. 諮問第 6 号
日程第 20. 承認第 6 号
日程第 21. 議案第 75 号
日程第 22. 議案第 76 号
日程第 23. 議案第 77 号
日程第 24. 議案第 78 号
日程第 25. 議案第 79 号
日程第 26. 議案第 80 号
日程第 27. 議案第 81 号
日程第 28. 議案第 82 号
日程第 29. 議案第 83 号
日程第 30. 議案第 84 号
日程第 31. 議案第 85 号
日程第 32. 議案第 86 号
日程第 33. 議案第 87 号
日程第 34. 議案第 88 号
日程第 35. 議案第 89 号
日程第 36. 議案第 90 号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました報告第 23 号から報告第 31 号までの報告 9 件、認定第 1 号及び認定第 2 号の認定 2 件、諮問第 3 号から諮問第 6 号までの諮問 4 件、承認第 6 号の承認 1 件及び議案第 75 号から議案第 90 号までの議案 16 件について、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いします案件は、報告 9 件、認定 2 件、諮問 4 件、承認 1 件、議案 16 件でございます。

まず、報告第 23 号及び第 24 号の専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により走行中の車両に損害を与えたことによる和解及び損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 25 号、専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償

を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第26号、専決処分の報告については、由布市消防署湯布院出張所における第三者行為による器物損壊を受けたことによる和解及び損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第27号、令和6年度決算における健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、報告第28号、令和6年度決算における資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、報告第29号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、令和6年度において寄附件数1万3,032件、総額10億2,371万1,922円のふるさと納税をいただき、基金へ4億9,000万円の積立てを行うとともに、3億9,960万円を取り崩し各事業に充当いたしましたので、由布市みらいふるさと基金条例第9条の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第30号、令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和6年度執行）報告については、教育委員会による点検・評価の報告でありますので、教育長からの報告となります。

次に、報告第31号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員からの報告となります。

次に、認定第1号、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により監査委員の審査に付したところ、8月22日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同条第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

次に、認定第2号、令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、水道事業会計収支決算書が提出されましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、7月25日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同法同条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

次に、諮問第3号から第6号の人権擁護委員の推薦については、現在、人権擁護委員をお願い

しております足利良温氏、江藤実子氏、麻生洋美氏、安部千鶴子氏の4名が令和7年12月31日をもって3年の任期が満了いたしますことから、諮問第3号で足利良温氏、諮問第4号で江藤実子氏を引き続き人権擁護委員に再任の推薦をいたしたく、また、麻生洋美氏、安部千鶴子氏の後任者として、今回新たに諮問第5号で小野敬治氏、諮問第6号で阿部奈穂氏を人権擁護委員の新任の推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第6号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ9,136万8,000円を追加し、予算の総額を262億4,289万7,000円としたことの承認をお願いするものです。内容といたしましては、令和7年8月10日からの大雨による道路の寸断や土砂崩れが発生した災害に係る公共土木施設及び農林業施設の災害査定に向けた測量設計委託費の増額を計上したものです。加えまして、国の物価高騰対策に伴う定額減税補足給付金の交付見込み額が確定したことから、速やかに給付を行うため、物価高騰緊急対応事業（定額減税）の増額を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年8月12日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在、固定資産評価審査委員会委員であります柚野武裕氏の任期が令和7年11月17日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第76号、財産の取得については、小中学校で使用するタブレット端末購入事業になります。県が設置した大分県ICT連絡協議会による共同調達において、一般競争入札が6月11日に執行され、株式会社オーイーシーが由布市分について消費税を含む1億9,198万3,000円で落札したため、7月18日付で仮契約を締結いたしました。この物品購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第77号、工事請負契約の締結については、由布市庄内地域若者定住住宅造成工事について、8月8日、要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社小畑組が消費税を含む2億2,825万22円で落札し、8月18日付で仮契約を締結しました。この建設工事請負契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第78号、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止については、当該財産を無償で譲渡することで施設利用の制限を緩和し、自主的な活動や施設の有効

的な活用を図ることによるものでございます。

次に、議案第79号、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の部分休業等の取扱いに関し、所要の改正を行うことによるものでございます。

次に、議案第80号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うための措置を行うものでございます。

次に、議案第81号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、地方公共団体情報システム標準化に伴う番号利用法第9条第2項に規定する条例の整備について、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言に基づき、条例を改正することによるものでございます。

次に、議案第82号、由布市営火葬場条例の一部改正については、由布市営火葬場の安定的な運営を図ることを目的に利用料を改正するものでございます。

次に、議案第83号、由布市公民館条例の一部改正については、湯布院公民館ラックホールに新しいグランドピアノが設置されたことから、ピアノ及び音響反射板の使用料を定めるものでございます。

次に、議案第84号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、豊後大野市が設置する豊後大野市多機能型武道場を本市の住民の利用に供させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第85号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出にそれぞれ1億3,296万4,000円を追加し、予算の総額を263億7,586万1,000円にお願いするものです。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や普通交付税繰越金の額の確定のほか、事業に伴う国・県支出金などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、由布市民が自治の担い手として様々な地域課題の解決を目指して活動しております各地域まちづくり協議会を応援する目的で、寄附されたふるさと納税を活用した地域まちづくり活性推進交付金を交付することで取組を推進してまいりたいものでございます。

また、新たな雇用機会の創出や地域経済振興の促進を後押しするため、由布市庄内町に由布工場を増設した株式会社AKシステムに対して、企業等立地促進助成金を計上いたしております。

このほか、湯布院地域における観光客増加に伴い、トイレ問題の現状を把握し、解消に向けた

由布院エリアトイレ環境改善支援業務や令和6年台風10号に係る災害復旧に向けて、公共土木施設災害復旧費等の追加計上をいたしております。

次に、議案第86号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,354万9,000円を追加し、予算の総額を39億7,703万1,000円をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、歳入では繰越金を、歳出では前年度分事業費の確定に伴う交付金の精算に係る経費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第87号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入及び歳出それぞれ7,773万7,000円を増額し、予算の総額を43億6,301万1,000円にするものでございます。主な内容といたしましては、歳入では繰越金、国庫負担金、歳出では基金積立金、繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第88号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ248万3,000円を追加し、予算の総額を6億7,994万7,000円をお願いするものでございます。主な内容としましては、歳入では繰越金、歳出では予備費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第89号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、収益的予算の収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。なお、令和7年度より公営企業会計に移行する際の貸借対照表を令和6年度決算の確定に伴い反映させるものでございます。

次に、議案第90号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算では収入及び支出、資本的予算では収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

以上で私からの説明を終わります。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時25分といたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、報告第30号、令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和6年度執行）報告について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 報告第30号について御報告を申し上げます。

報告第30号、令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価

(令和6年度執行) 報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和6年度執行)を実施したので、同条第1項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、由布市教育長。

由布市教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に努めるとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、このたび、令和6年度の実績について教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を実施し、報告書を作成いたしました。

由布市教育委員会では、第2期由布市教育振興基本計画を年度ごとに実効性あるものとするために策定した令和6年度由布市教育方針に沿って事業を推進しており、学校教育、社会教育、スポーツ振興のそれぞれの領域で、学力向上や自立支援体制の整備をはじめ、社会教育、スポーツ、レクリエーションや青少年健全育成の推進など、教育方針の具体化に向けて施策を23項目にまとめ、その達成状況及び各事業の取組状況を踏まえ内部評価を行い、成果や課題、今後の取組について協議を行いました。

その後、外部評価として、教育に関し学識経験を有する方から内部評価に対する御意見や各事業への御提言などをいただく中で、成果だけではなく実効性や課題も明らかになったところがあります。

この点検・評価報告書につきましては、8月26日に開催されました由布市教育委員会定例会におきまして内容等の承認をいただき、教育委員会の事務の管理及び執行状況について適正に点検・評価されていると認められましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和7年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検・評価(令和6年度執行)報告書として議会に報告するものでございます。よろしくお願いたします。

○議長(甲斐 裕一君) 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告は終わりました。

次に、報告第31号、例月出納検査の結果に関する報告について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員(大塚 裕生君) 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第31号について御報告申し上げます。

報告第31号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和7年9月4日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和7年4月分、5月分及び6月分の例月出納検査をそれぞれ5月26日、6月25日及び7月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 例月出納検査の結果に関する報告は終わりました。

次に、人事案件を除き、ただいま上程されました報告、認定、承認並びに各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第23号及び報告第24号について続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長でございます。

まず、報告第23号について詳細説明をいたします。

報告第23号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年6月16日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年4月22日午前9時40分頃、由布市挾間町古野字藤合水1152番33先の市道藤合水線において、甲の管理する市道の側溝蓋が割れており、乙の運転する自動車が通行する際に当該側溝にタイヤが落ち込み、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合40%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を4万7,863円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場の状況及び当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので、御参照ください。

次に、報告第24号について詳細説明をいたします。

報告第24号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年6月23日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年5月23日午前11時頃、由布市湯布院町川上田中2804番1先の市道坪池線において、甲の管理する市道の横断側溝のグレーチング蓋に段差があり、乙の運転する自動車が通行する際に当該蓋の角に左前輪が接触してパンクし、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を2万570円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第25号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第25号について詳細説明をいたします。

報告第25号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和7年8月14日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要につきましては、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年5月16日午前9時30分頃、由布市湯布院町川上343番地の乙の自宅において、甲の車両を運転していた職員が後進を行った際、後方確認を怠り、乙の自宅軒先の柱に甲の車両左後方を接触させ、乙の自宅に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の額の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を57万2,330円と定めたものでござ

います。末尾に当該車両の損害状況の写真を添付しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第26号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。

報告第26号について詳細説明をいたします。

報告第26号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

令和7年7月29日付で専決処分を行っております。

和解条件・事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要ですが、令和7年3月10日午前0時20分頃、乙が管理する由布市湯布院町川上3066番地1の由布市消防署湯布院出張所敷地内において、甲は乙の所有する消防車両等格納庫シャッターに損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金1万6,500円を定めたものでございます。

次ページに、現場の損傷状況を示した写真を添付しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第27号及び報告第28号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第27号について詳細説明をいたします。

報告第27号、令和6年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化判断比率を報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

中段の健全化判断比率の表を御覧ください。

令和6年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。①の実質赤字比率は、一般会計の赤字、黒字を判断する指標で、②の連結実質赤字比率は、一般会計を含む全会計の実質赤字額を標準財政規模に対する比率で算出したものでございます。ともに黒字である

ため、赤字比率の数値はございませんが、参照として括弧書きで黒字の比率をマイナス数値で表示しております。

次に、③の実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率となっており、借金の返済に充てられる収入の割合が3年間の平均で示しており、令和6年度の数値は7.4%となっております。

最後に、④の将来負担比率につきましては、一般会計が将来に支払う可能性のある負債額を標準財政規模に対する割合で示したものです。令和6年度は36.9%となっております。これらの数値が表の右側、健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定が義務づけられています。

次に、報告第28号を御説明します。

報告第28号、令和6年度決算における資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

中段の資金不足比率の表を御覧ください。

水道事業及び農業集落排水事業の2つの公営企業会計の経営の健全化状況を資金不足比率で示すものでございますが、いずれの会計も資金不足は生じておりませんので比率はございません。参考として、括弧書きで資金余剰額で算出したマイナス数値を表示しております。

なお、報告第27号及び報告第28号の詳細につきましては、決算に添付しております令和6年度由布市一般会計に係る概要説明書の31ページ、32ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま詳細説明がありました報告第27号及び報告第28号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

令和6年度における由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の結果を御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定により、令和7年7月17日に市長から由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の依頼がありました。審査では、健全化判断比率、資金不足比率とそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令などに準拠し適正に作成されているかなどを確認いたしました。また、今後の比率の推移予測などを主眼に、関係職員から聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、そしてこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。また、それぞ

れの比率についても基準値を下回り、健全であることが認められましたので、引き続き財政の健全化に努めるよう要望いたしました。

以上で審査の報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第29号について詳細説明を求めます。財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。

報告第29号の詳細説明をいたします。

報告第29号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。

由布市みらいふるさと基金条例第9条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

由布市みらいふるさと基金条例施行規則第3条の規定により、由布市総合計画基本計画構想項目に沿って、寄附金の件数及び金額を記載しております。

令和6年度においては、寄附総件数1万3,032件、寄附総額10億2,371万1,922円の寄附をいただいております。このうち、寄附件数376件、寄附額2,526万6,000円につきましては、ゆふいん音楽祭・湯布院映画祭50周年記念に係る湯布院公民館のピアノ購入等に係るクラウドファンディングでの寄附となっております。また、寄附件数170件、寄附額131万9,822円につきましては、令和6年8月の台風10号に伴う災害支援寄附となっております。

なお、令和6年度には4億9,000万円の基金積立てを行うとともに、3億9,960万円の取崩しを行い各事業に充当しましたので、令和6年度末基金残高は6億4,391万801円となっております。

下段のほうをお願いいたします。

由布市総合計画基本構想項目に沿って、令和6年度に基金を繰り入れて実施いたしました事業を記載しております。29の事業に総額3億9,960万円を基金から充当しています。

なお、この運用状況はホームページ並びに市報へ掲載する予定でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、認定第1号について詳細説明を求めます。まず、財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

認定第1号につきまして詳細説明をいたします。

認定第1号、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳

出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

説明につきましては、令和6年度由布市歳入歳出決算書のほか、令和6年度由布市決算に係る概要説明書及び令和6年度財政状況カードにて行わせていただきます。

まず、令和6年度由布市決算に係る概要説明書の1ページを御覧ください。

各会計における歳入歳出の総額、実質収支額など、収支の状況を記載しております。一般会計におきましては、最優先課題であります災害からの早期復旧・復興に向けた取組や、エネルギー価格や食品等の高騰に伴う物価高騰対策により、近年、決算規模が大きくなっている状況であり、歳入歳出の額は、歳入で247億3,096万7,900円、歳出で236億9,348万4,238円となっており、令和2年度決算から200億を超える決算規模となっております。

歳入歳出それぞれの総額の差である形式収支から翌年度繰越額を控除した実質収支は、6億5,868万3,637円と引き続き黒字を確保したところでございます。

実質収支を含めた収支状況につきましては、後ほど決算状況カードにより少し説明を加えさせていただきたいと思っております。特別会計の決算につきましては、担当課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

2ページから一般会計の歳入の目別状況になります。主な款の決算状況につきまして御説明をいたします。

1款市税は総額44億6,080万2,000円で、前年度比1億6,150万3,000円、率にして3.8%の増となっております。増額の要因といたしましては、定額減税の影響により個人住民税が減税となりましたが、経済活動の回復や好調な企業業績を背景に、法人住民税や入湯税が増加したことに加え、新築住宅戸数及び減免措置の終了による家屋税額が増加や太陽光発電所の稼働による償却資産の増により固定資産税が増加したことが要因となります。

なお、定額減税に伴う住民税減額分については、11款、地方特例交付金にて国から全額補填をされます。

2款地方譲与税につきましては、前年度より1,279万5,000円の増額となっております。令和6年度より、森林環境税が個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収されています。その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されることから、森林環境譲与税の増額が主な要因と考えております。

4款配当割交付金及び株式譲渡割交付金につきましては、前年度より合わせて1,962万1,000円の増額となっております。株価の上昇や企業収益が好調であったことが要因と考えております。

6款法人事業税交付金は、前年度比2,890万円の増額となっております。経済活動の回復

により企業の業績が伸びるなど、企業収益が拡大したことが要因と考えております。

7 款地方消費税交付金は、前年度比 6,659 万 3,000 円の増額となっております。雇用並びに所得環境の改善を背景に、個人消費が緩やかな増加基調や、物価高騰を背景に消費税も増加したことが要因と考えております。

1 1 款地方特例交付金は、前年度比 1 億 5,107 万 7,000 円、率にして 321.1% の増となっております。令和 6 年度実施されました定額減税減収分を補填する定額減税減収特例交付金が交付されたことが大きな要因になります。

1 2 款地方交付税は総額 6 億 4 億 9,434 万 8,000 円で、前年度比 8,105 万 4,000 円、率にして 1.3% の増となっております。このうち普通交付税につきましては、固定資産税や入湯税などの基準財政収入額の伸びにより、前年度と比べ 2,697 万 3,000 円の減となっておりますが、特別交付税は、ごみ中継処理施設整備事業費や災害関連費等の特殊財政需要が増となったことから、1 億 8 億 2 万 7,000 円の増額となっております。

3 ページをお願いします。

1 4 款分担金負担金では、前年度比 6,369 万 2,000 円、率にして 57.9% の増となっております。耕地災害復旧事業分担金や開発に伴う生活環境整備事業分担金の増額が主な要因でございます。

1 5 款使用料及び手数料は、前年度比 1,406 万 4,000 円の減額となっております。住宅家賃収入や物価高騰対応事業の指定ごみ袋配付事業により販売収入が減少したことが減額の主な要因でございます。

3 ページ下段からの 1 6 款国庫支出金は総額 3 億 7 億 6,730 万 8,000 円で、前年度比 2 億 1,409 万 6,000 円、率にして 6% の増となっております。令和 6 年度までの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に代わり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付や障害自立支援給付、児童手当・施設型給付費等の扶助費の増額が主な要因でございます。

1 7 款県支出金は、総額 3 億 1 億 1,425 万 6,000 円、前年度比 5 億 9,805 万 8,000 円、率にして 23.8% の増となっております。令和 6 年度は商品券発行支援事業を実施しなかったことで、消費喚起プレミアム商品券発行支援事業補助金が減となりましたが、農業施設災害復旧事業費補助金等が増加したことが要因でございます。

4 ページから 5 ページにまたがりませんが、1 8 款財産収入は、前年比 1 億 2,621 万 3,000 円、率にして 187.4% の増額となっております。基金につきましては、国債の一括運用により、利子及び国債の買換えに伴う収入や土地売払い収入、分収造林契約に伴う立木等の増額が要因でございます。

1 9 款寄附金は、前年度比 1 億 6,974 万 6,000 円、率にして 19.5% の増となっております。

ります。企業版ふるさと納税の伸びやふるさと納税に係るサイトの拡充などにより、寄附金額の増額は前年度を超える10億3,818万3,000円ほどとなっております。

20款繰入金は、前年度比2億769万4,000円、率にして16.8%の減となっております。みらいふるさと基金の繰入れが2億2,430万円増加した一方、財政調整基金の繰入れが8,048万4,000円減額したことに加え、令和5年度は大分消防司令センター全面運用に伴い、減債基金からの繰入れを行い繰上げ償還を行ったことが減額の主な要因となります。

22款諸収入は、前年度比4億1,125万円、率にして69.2%の減額となっております。主な要因といたしましては、耕地災害復旧事業過年度収入が減額になったことによるものです。

23款市債ですが、総額20億4,045万6,000円で、前年度比7億1,712万9,000円、率にして54.2%の増となっております。道路整備事業債や旧湯布院地区公民館除却事業債等の減額に加え、臨時財政対策債の発行を抑制したことで減額とはなりましたが、小学校施設整備事業債や司令センター個別機器整備事業債、公共土木災害復旧事業債が増額となったことが主な要因でございます。

地方債につきましては、この概要書15、16ページに事業別借入明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、歳入総額は247億3,096万8,000円となり、前年度比16億8,847万円、率にして7.3%の増となっております。

次に、6ページからは歳出の目別状況でございます。主な款について御説明をいたします。

2款総務費は、前年比約7億5,900万円、率にして22.1%の増額となっております。物価高騰緊急対応事業による定額減税補足給付金に伴うみらいふるさと基金取扱業務、行政事務情報化推進事業、湯平共同温泉管理事業費等が増額となったことが主な要因でございます。

3款民生費は、前年比約2億200万円、率にして2.9%の減額となっております。児童手当給付費や保育所活動給付事業の施設型給付費が増額となりましたが、令和5年度は新型コロナウイルス緊急対策事業、社会福祉における住民税非課税世帯給付金事業を実施しましたが、6年度においては事業をしなかったことが減額の要因でございます。

7ページ、4款衛生費は、前年比約5,000万円、率にして3.2%の増となっております。上水道会計の繰出金やし尿処理に伴う機械器具費で減額となりましたが、新環境センター整備事業に伴う負担金や廃棄物運搬中継施設整備事業の増が主な要因でございます。

6款農林水産業費は、前年比約6,700万円、率にして5.4%の減となっております。農村交流施設維持管理事業や市営基盤整備事業等が増額となりましたが、農林水産業施設等復旧支援事業費や農業活性化スタートアップ補助設置事業、未整備森林間伐事業、地産事業などが減額となったことが主な要因でございます。

7 款商工費は、前年比約 3 億 8,700 万円、率にして 63.9%の減となっております。物価高騰対応事業、商工振興の地域活性化支援資金等が増額となりましたが、新型コロナウイルス緊急対応事業に伴うプレミアム商品券発行事業やデスティネーションキャンペーン推進事業費が減額となったことが主な要因でございます。

8 款土木費は、前年比約 9,700 万円、率にして 6.5%の減額となっております。道路維持事業や道路専用管理システム導入事業等が増額となりましたが、道路整備事業では、防衛調整交付金事業や辺地対策事業、社会資本整備事業で増額、社会資本整備事業の改良や過疎対策事業単独事業で減額となり、全体として減額となったことや公営住宅整備促進事業が減額となったことが要因でございます。

8 ページ、9 款消防費は、前年比 3 億 1,200 万円、率にして 40.6%の増額となっております。緊急自動車購入事業や災害対策環境整備事業が減額となりましたが、司令台個別機器整備事業や非常備消防活動推進事業、消防団の報酬や防災ハザードマップ作成業務が増加となったことが要因でございます。

10 款教育費は、前年比 5 億 5,200 万円、率にして 34.9%の増額となっております。挟間小学校増築工事や西庄内小学校屋内運動場大規模改造工事、由布院幼稚園講堂解体工事など、施設に係る事業が重なったことが増額の主な要因でございます。

11 款災害復旧費は、前年比約 8 億 3,600 万円、率にして 63%の増額となっております。令和 6 年台風 10 号に係る災害復旧に伴う農業用災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費が増加したことが要因でございます。

12 款公債費は、前年比約 3 億 6,500 万円、率にして 12.9%の減額となっております。令和 5 年度は、大分消防司令センター全面運用に伴い、現在運用しています消防救急デジタル無線の運用が終了となることから、緊急防災・減災事業債の繰上げ償還があったことが減額の主な要因でございます。

13 款諸支出金は、前年比 1 億 3,400 万円、率にして 202.2%の増額となっております。由布市税条例の改正により、入湯税超過分に対する環境・観光振興基金の設置による増加及び令和 6 年度追加交付があった地方交付税のうち、6,562 万円は臨時財政対策債償還分として交付されたことから、基金として計上したことが増額の主な要因でございます。

以上、歳出合計は 23 億 9,348 万 4,000 円で、前年度比 15 億 3,396 万 4,000 円、率にして 6.9%の増となっております。

次に、23 ページをお願いいたします。

特別会計に対する繰出金の一覧となっております。総務省が示す繰り出し基準に合致した基準内と、基準に合致しない経費である基準外の 2 段書きで表示しております。特に水道事業会計

では、令和6年1月より段階ではありますが、改定した水道料金が適用されることから、基準外で2,717万円の減額となっております。

次に、24ページは、令和6年物価高騰対策事業をまとめております。物価高騰対策事業は、エネルギー、食品価格等の物価高騰に伴う低所得者、子育て世帯の支援や、消費下支え等を通じた消費者支援など5つの目的の下、16の事業に支出をしております。事業の総額は約5億7,700万円を支出しており、このうち約5億6,700万円は地方創生臨時交付金を財源充当しております。

次に、26ページは、令和6年度入湯税の用途状況をまとめております。令和6年10月より入湯税超過分を環境・観光振興基金に3,197万2,000円を積み立て、一部をポイ捨て防止事業に充当をしております。

次に、27ページをお願いします。

地方債残高明細表でございますが、令和6年度末の市債残高は207億4,209万円で、前年比3億4,907万5,000円の減額となっております。これは、臨時財政対策債の償還額に対して発行額を抑制したことが全体として減額につながったものでございます。

28ページからは、公有財産の異動明細書を掲載しております。財産に関する調書につきましては、決算書では517ページ以降に増減と現在高を掲載しておりますので、後ほど併せて御確認いただければと思います。

次に、決算書のほうでございますが、520ページのほうをお願いいたします。

(3)として、出資による権利を掲載しております。

令和6年度末現在高合計は、3億8,277万6,000円、前年比4,000円の減額となっております。これは、別府たばこ販売協同組合が大分たばこ販売対策協議会へ統合されたことに伴い、支出金の返還を受けたことによるものになります。

次に、522ページをお願いいたします。

基金の状況をお示しいたしております。令和6年度末現在高は、合計で65億9,472万9,000円、前年比1,780万8,000円の増額となっております。このうち財政調整基金につきましては、補助率の高い国・県の事業や交付税措置のある市債等の有効活用を図るとともに、事業の見直しや不要不急の事業の執行保留など歳出削減を徹底いたしました。また、抜間小学校増築工事などの投資的経費の増加や台風、豪雨からの災害復旧に取り組んだことから、21億7,581万6,000円、前年比1億3,181万円の減となっております。また、自主財源確保の一環として、地域振興基金においては、国債の一括運用などによる利子積立金で2,328万円の増、さらに、みらいふるさと基金につきましては、ふるさと納税サイトや返礼品の拡充などにより9,715万1,000円増加をしております。

また、524ページ、525ページでは、定額資金運用基金の運用状況をお示ししておりますので、お目通しをいただければと思います。

次に、決算関連資料といたしまして、由布市決算に係る概要書の最後のページに添付しております令和6年度財政状況カードのほうを御覧いただきたいと思います。

財政状況カードは、決算統計の結果の概要をまとめたもので、決算統計上、区分、整理した数値となっております。そのため、幾つかの項目につきましては決算と異なる数値がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

では、実質収支を含めた収支状況について御説明をさせていただきます。

表の右側上段に収支状況を、令和6年度及びその比較として並列しております。区分Cの歳入歳出差引額である形式収支から翌年度繰越財源を控除したEの実質収支は、6億5,868万4,000円の黒字となっております。この実質収支から前年度の収支を差し引いたF、単年度収支は3,779万5,000円の黒字となっております。また、この単年度収支に実質的な黒字要素であるGの財政調整基金積立金3,614万3,000円を加え、Iの基金取崩し額5億6,795万3,000円を引いたJ、実質単年度収支は4億9,401万円5,000円の赤字となっております。

以上が全体的な決算状況の説明でございます。

これより、各事業の決算の詳細につきましては、担当課長より順次御説明をいたしますが、まず財政課より主な事業について御説明をさせていただきます。

決算書の107ページのほうをお願いいたします。

2款1項3目財産管理費につきましては、財務書類作成業務委託料が主な内容となっております。

109ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費につきましては、施設の建物の災害保険料や庁舎等の事業所ごみ収集業務委託、固定資産台帳システム使用料などが主な内容となっております。令和6年度に施設の長寿命化を図るため屋根やとこの清掃業務委託を行ったことにより、前年度比403万4,031円の増額となっております。

その下、公用車管理事業につきましては、マイクロバスを含めた公用車6台を更新したことやエネルギー価格高騰による燃料費高騰の影響から、前年比1,335万1,063円の増額となっております。

財産有効活用事業は、普通財産の処分に向けて、不動産鑑定や境界確定及び土地の分筆に必要な登記費用が主な内容となっております。

次に、115ページをお願いいたします。

湯平共同温泉管理事業は、湯平温泉管理運営業務及び湯平地区新泉源に係るものが主なものとなります。そのうち、12節委託料は新泉源用途試験調査に係るもので、369万6,000円となっております。公共施設等総合管理計画策定事業は、ファシリティシステム使用料及び令和5年度より公共施設個別計画の見直しを3か年で進めている計画策定支援委託料が主な内容となります。普通財産管理事業は、普通財産施設に係る光熱水費などの支出となっております。令和6年度は阿蘇野公民館解体工事を実施したことから、945万円の増額となっております。

次に、117ページをお願いします。

市行林等造林管理事業は、市有地における森林に係る保険料となります。

次に、入会地分収交付金事業は、市有地の貸付けや県有林主伐に係る分収交付金として16団体へ地元交付金となります。

入札契約適正化推進事業は、大分県及び県下18市町村で共同運用しています電子入札システムに係る負担金になります。

個別事業の概要につきましては、概要施策の成果説明書並びに令和6年度事務事業評価を御参照いただきますようお願いいたします。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

長谷川建策議員より欠席届が出ております。16名です。

では、認定第1号に入ります。次に、議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 議会事務局長です。詳細説明をいたします。

93ページをお願いいたします。

1款1項1目の議会費につきましては、議員報酬や共済組合納付金、会議録作成業務等の委託料が主なものでございます。

次に、議会情報提供事業は、議会だよりの印刷製本費と議会中継業務の委託料となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長でございます。

総務課所管の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

初めに、決算書95ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費については、会計年度任用職員の報酬や共済費、費用弁償のほか、97ページに移りまして、事務経費としての消耗品費や法規追録代、後納郵便料などの通信運搬費、複合機のコピー使用料、職員の総合健診費用負担金などが主なものとなっております。この事業に対しましては、職員駐車料や雇用保険料個人掛金などを特定財源として充当しております。

次に、職員研修事業については、管理職研修時の講師謝金や職員の各種研修参加に伴う旅費及び負担金となっております。

次に、105ページをお願いいたします。

2款1項2目の広報広聴推進事業は、市報発行に係る印刷代、ホームページ、アプリの保守管理委託料が主なものです。この事業の特定財源としては、県広報誌配布事務委託費やホームページバナー広告料収入、みらいふるさと基金などを充当しております。

次に、戦略的プロモーション基盤整備事業は、ゆふいんラヂオ放送情報発信委託料やTOSゆ〜わく特派員プロモーション委託料が主なものです。

次に、137ページをお願いいたします。

2款1項10目の防犯体制確立事業は、少年補導員36名の報酬、13地区へ防犯灯設置に係る補助金、91世帯に対する特殊詐欺防止機能つき電話機購入補助金が主なものでございます。自治会活動促進事業は、自治委員への報酬や3自治区に対する自治区放送施設補助金、市自治委員会連合会への補助金が主なものでございます。

次に、139ページをお願いいたします。

2款1項11目の交通安全対策推進事業は、交通指導員35名の報酬、県交通安全協会大分南支部負担金が主なものでございます。

次に、交通安全施設整備事業は、市内11地区におけるカーブミラー12基の整備工事費となっております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。令和6年度の総合政策課に係る決算について、主なものについて詳細説明を申し上げます。

歳入につきましては、歳出に合わせて御説明申し上げます。

それでは、決算書119ページをお願いいたします。

2款1項6目地域おこし協力隊事業は、協力隊員2名の報酬、住宅借上料が主なものです。

次に、地域公共交通事業は、コミュニティバス運行委託に係る経費です。財源につきましては、県補助金の生活交通路線支援事業費補助金やみらいふるさと基金より4,080万円を充当して

おります。また、総合政策課雑入のうち、地域リーダー系確保維持補助金353万3,000円を充当しております。

次に、総合計画・総合戦略等推進事業は、第三次総合計画策定支援業務委託料に係る経費が主なものでございます。財源につきましては、みらいふるさと基金より550万円を充当しております。

121ページをお願いします。

由布市に住みたい事業は、由布市移住者等居住支援事業を活用した移住者への補助金です。財源は、県の空き家利活用事業費補助金と移住支援事業費補助金、企業版ふるさと納税は100万円、みらいふるさと基金は1,290万円を充当しております。

次に、まちづくりと公共交通連携は、地域公共交通の利便性、持続可能性の向上を図るため、湯平地域の新たな公共交通モードの調査のための委託費とゆのひらんプロジェクトの車両購入費です。財源は、県の小規模集落・里のくらし支援事業費補助金、まちづくり支援自動販売機基金繰入金を充当しております。

123ページをお願いいたします。

次世代交通実験事業は、由布市グリーンスローモビリティ推進コンソーシアムへの補助金でございます。

次に、市民提案型連携協働事業は、第1回採択事業となりました湯平藝文會の2年目の事業執行に要した補助金と、第2回採択事業となりましたイオン九州への補助金と、第3回の審査会開催経費でございます。財源につきましては、みらいふるさと基金より750万円を充当しております。

125ページをお願いいたします。

2款1項7目電子計算費です。行政事務情報化推進事業は、電算運用業務の委託料やシステム使用料、仮想ブラウザの利用負担金などです。財源は、社会保障税番号制度システム整備費国庫補助金、デジタル基盤改革支援国庫補助金を充当しております。

159ページをお願いいたします。

2款5項1目統計調査総務費は、統計業務に係る会計年度任用職員の人件費でございます。財源は、農林業センサス調査、国勢調査、全国消費実態調査委託費を充当しております。

次に、その下段、2款5項2目指定統計費、世界農林業センサス調査事業は、調査員報酬が主なものでございます。財源につきましても、世界農林業センサス調査委託金を充当しております。

ページが飛びますが、353ページをお願いいたします。

13款1項1目土地取得費8万7,150円につきましては、土地開発公社への借入金利息及び一般管理費に係る経費でございます。

以上で総合政策課の令和6年度の決算の詳細説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。詳細説明をいたします。

119ページ下段から121ページ上段にあります事業番号439番、みらいふるさと寄附金推進事業は、返礼品発送業務等に係る事業者への委託料と基金積立てが主なものです。この事業に充てられる財源は、指定寄附金のふるさと納税が充当されています。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 会計管理者。

○会計管理者（平野浩一郎君） 会計管理者です。詳細説明です。

決算書107ページをお願いいたします。

下段、2款1項4目会計管理費の支出済総額は2,299万9,256円となります。主な支出内容は11節の役務費で、そのうち口座振替等手数料が1,774万4,697円で、これは昨年10月から金融機関に係る公金振込手数料が有料化となり、前年度より増額となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長です。詳細説明をいたします。

109ページをお願いいたします。

下段の2款1項5目財産管理費のふるさとふれあい交流施設管理事業でございます。

111ページをお願いいたします。

ふるさとふれあい交流施設管理事業につきましては、ほのぼの温泉館、工芸館、地域交流館等施設の維持管理経費のほか、ほのぼの温泉館の男性浴室の浴槽工事、ほのぼの温泉館の自動券売機の購入などがございます。この事業に対しましては、歳入のふるさとふれあい交流施設使用料776万7,606円、雑入などを充当しております。

113ページをお願いいたします。

庄内庁舎等管理事業につきましては、会計年度任用職員1名の報酬並びに庄内庁舎の光熱水費、電話料、施設や浄化槽の清掃管理、警備保障、各種機器の保守点検のほか、本庁舎本館のエレベーター改修工事となっております。

129ページをお願いいたします。

2款1項9目地域振興費の地域振興費（庄内）につきましては、草刈り作業や清掃など、地域内の保全作業に伴う作業員3名分の報酬が主なものでございます。

次に、若者定住住宅推進事業につきましては、若者定住住宅地造成工事設計業務に係る公募型

プロポーザル選定委員に対する謝金でございます。

131ページをお願いします。

庄内地域活力創造事業につきましては、地域住民等が自主的、主体的に企画、実施する各種事業を支援するもので、10団体に補助金を交付しております。この事業に対しましては、歳入のまちづくり支援自動販売機基金繰入金を充当しております。

次に、庄内神楽伝統継承事業につきましては、小学生等を対象に実施した神楽体験などの講師謝金でございます。

133ページをお願いいたします。

地域コミュニティ形成促進事業（庄内）につきましては、集落支援員2名の報酬及び旧大津留小学校のプール解体工事、大津留まちづくり協議会及び阿蘇野・直山まちづくり協議会に対しての地域まちづくり活動推進交付金が主なものでございます。この事業に対しましては、歳入のみらいふるさと基金などを充当しております。

以上で詳細説明を終わります。何とぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。主な事業について詳細説明をいたします。

まず、決算書の133ページをお願いします。

2款1項9目旧湯布院公民館跡地整備事業の工事請負費は、バスロータリー等の造成工事費です。この事業に対しましては、市債2,450万円を充当しております。その下、湯布院交通渋滞対策事業は、AIカメラによる渋滞情報やETC2.0データによる渋滞予測情報を発信し、湯布院町内の渋滞時の緩和を図る事業です。国のデジ田交付金538万4,500円を充当しております。

次の湯平温泉復興まちづくり推進事業は、9月6日に落成式を迎えます湯平地域緊急避難所の造成・新築工事等に要したものです。この事業に、国の社会資本整備総合交付金を3,363万382円と辺地債8,300万円を充当しております。

次の道の駅ゆふいん整備管理事業は、道の駅ゆふいん物産館の建て替えに伴う新築設計業務、アスベスト調査、地質調査を行ったものです。これには、国のデジ田交付金407万円を充当しております。

次に、135ページをお願いいたします。

地域コミュニティ形成促進事業につきましては、湯平担当地域おこし協力隊員1名の報酬ほかと湯平まちづくり協議会への活動交付金が主なものでございます。

最後に、139ページをお願いいたします。

2款1項12目防衛施設周辺整備総務費につきましては、主なものとして、米海兵隊移転訓練対策事業として米海兵隊移転訓練に伴う安全対策経費でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 挟間振興局長。

○挟間振興局長兼地域振興課長（井原 和裕君） 挟間振興局長です。詳細説明をいたします。

111ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費、挟間庁舎等管理事業3,024万7,384円につきましては、挟間庁舎東面外壁改修工事等の385万3,300円と、挟間庁舎の光熱水費、電話料、施設や浄化槽の清掃管理、警備保障、各種機器の保守点検料が主なものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。

2款1項9目地域振興費（挟間）の1,535万55円につきましては、まず、1節報酬724万4,500円、これは挟間地域の市道保全作業等の作業員3名、会計年度職員の報酬となっております。

次に、14節の環境整備工事費784万8,629円は、市道舗装整備工事やカーブミラー設置工事が主なものでございます。財源といたしましては、雑入の大村市からの環境整備協力費1,614万567円の一部を充当しております。

131ページをお願いいたします。

挟間地域活力創造事業275万円は、挟間地域の10団体に対して、自主的、主体的に企画実施する各種事業を支援するために補助金として交付しているものでございます。

その下、由布川交流センター管理事業483万6,728円につきましては、会計年度任用職員1名の報酬と施設の維持管理費が主なものでございます。財源といたしましては、由布川交流センターの使用料156万1,040円と雑入、自動販売機手数料6,504円を充当しております。

その下、地域活力づくり総合事業377万690円は、由布川峡谷階段手すり設置工事が主なものでございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。

地域コミュニティ形成促進事業（挟間）の587万3,790円は、谷むらづくり協議会の活動費となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（後藤 康成君） 人権・部落差別解消推進課長です。詳細説明をいたします。

141ページをお願いいたします。

2款1項13目人権・部落差別解消推進費につきましては、472万1,128円のうち10節需用費146万7,068円は、各種大会・研修会等の参加・資料代などが主なものでございます。

12節委託費179万3,000円は、由布市人権教育啓発基本計画策定における市民意識調査、データ分析等に係る業務委託でございます。

18節負担金、補助金及び交付金の107万6,000円は、保護司会補助金の80万円が主なものであり、そのほか各種協議会の負担金でございます。

次に、143ページをお願いいたします。

人権啓発推進事業388万7,898円のうち、1節報酬259万6,264円は、湯布院川上地区集会所の運営等を担当しております会計年度職員1名分の報酬でございます。

7節報償費48万円は、湯布院川上集会所で開催しております主催教室指導者の謝金でございます。この事業に対しましては、雑入の14万9,000円を充当しております。

次に、その下の人権啓発活動地方委託事業の101万1,862円につきましては、人権週間に伴う人権を大切にする市民の集い開催に係る経費が主なものでございます。この事業に対しましては、県からの委託金42万1,000円を充当しております。

次に、男女共同参画推進事業、7節報償費5万2,200円につきましては、男女共同参画週間における由布市内街頭キャンペーン実施に伴う謝金が主なものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

市税歳入につきましては財政課長より説明がありましたので、主な歳出につきまして詳細説明をいたします。

145ページをお願いいたします。

2款2項1目の税務総務費につきましては、18節の各種協議会等への負担金402万4,299円や22節の償還金、利子及び割引料の1,076万1,730円が主なものとなっております。

続いて、物価高騰緊急対応事業（定額減税）、内容は定額減税とその後の調整給付事務です。

147ページを御覧ください。

上段、19節扶助費2億6,805万円、こちらが調整給付として支給した額となります。調整給付事務については、全額、国庫支出金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で充当されております。

147ページ下段は、2款2項2目の賦課費と賦課推進事業の2つからなっております。賦課費の主なものは、10節需用費の申告書や台帳など各種様式の印刷製本費や、12節委託料の納税通知書の印刷封入封緘業務となっております。

なお、こちらには税証明手数料収入を特定財源として充当しております。

賦課推進事業の主なものは、12節委託料の固定資産税の適正化を図るためのシステム保守及び支援業務に関するもの、それから13節のシステム使用料などとなっております。

149ページを御覧ください。

2款2項3目の収納率向上対策事業、主な内容としまして、10節需用費の印刷製本費、こちらは督促状などの印刷製本が主なものでございます。12節委託料は、システム改修、督促状の封入封緘業務となっております。13節の使用料及び賃借料は、市税の徴収強化に資する滞納整理システムの使用料が主なものとなっております。

なお、特定財源として督促手数料及び諸収入の5,862円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 市民課長。

○市民課長兼マイナンバーカード推進室長（長田 瑞穂君） 市民課長です。令和6年度の決算の詳細説明をいたします。

決算書の149ページをお願いします。

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民票等の届出及び証明発行に係る経費で、3庁舎分の証明発行機の機械器具借上料と印刷製本費が主なもので、財源といたしましては、旅券の収入印紙販売手数料等の諸収入が主なものとなっております。

次に、151ページ、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業につきましては、戸籍住民基本台帳システムの保守業務委託料とシステムの使用料が主なもので、財源といたしましては、戸籍等手数料、戸籍システム改修事業費補助金、社会保障税番号制度システム改修費補助金を充当しております。

次に、個人番号カード交付事業です。マイナンバーカードの交付に係る経費で、3庁舎分の会計年度任用職員の報酬とマイナポータル関連設定支援業務の委託料が主なもので、財源といたしましては、個人番号カード交付事業費補助金1,916万6,000円を充当しております。

次に、コンビニ交付事業につきましては、コンビニにおける証明発行に係る経費で、システムの使用料が主なものでございます。

次に、153ページの中段、2款3項2目旅券発給費は旅券交付における事務経費でございます。

以上で市民課の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 監査・選挙管理委員会事務局長。

○監査・選挙管理委員会事務局長（工藤 秀紀君） 監査・選挙管理委員会事務局長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

153ページをお願いいたします。

2款4項1目選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会の開催ほか、事務局の通常経費となっております。

157ページをお願いいたします。

2款4項3目衆議院議員選挙費2,674万7,100円につきましては、衆議院総選挙等における管理者、立会人の報酬、入場券の作成・郵送など選挙の執行に係る経費となっております。県の衆議院選挙費委託金2,594万4,344円を充当しております。

161ページをお願いいたします。

2款6項1目の監査委員費につきましては、監査委員の報酬ほか事務局の通常経費となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） 福祉事務所長です。福祉課の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

161ページをお願いいたします。

下段、3款1項1目の民生委員・児童委員活動促進事業につきましては、全額活動交付金で県補助金を充当しております。

163ページをお願いいたします。

社会福祉総務費につきましては、社会福祉法人監査及び避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る会計年度任用職員の報酬と、庄内ほのぼのプラザ及び湯布院福祉センターの指定管理料でございませう。社会福祉協議会活動促進事業につきましては、全額、由布市社会福祉協議会への事業運営に対する補助金でございませう。重層的支援体制整備事業につきましては、移行準備事業における会計年度任用職員への報酬が主なもので、国庫補助金4分の3を充当しております。

165ページをお願いいたします。

物価高騰緊急対応事業につきましては、19節の扶助費、臨時給付金が主なものでございませう。内訳としまして、令和6年3月から5月実施の前年度繰越分につきましては、1世帯当たり10万円の給付金を90世帯に、児童1名につき5万円の加算給付金を55名分支給いたしました。また、令和6年7月から9月にかけて実施しました1世帯当たり10万円の給付金につきましては、720世帯に同年1月から2月実施の給付金で、家計急変世帯として対象となり7万円

の支給の世帯で、この給付でも対象となりました13世帯には1世帯当たり差額の3万円を、児童1名につき5万円の加算給付金は106名分支給いたしました。この事業につきましては、国の地方創生臨時交付金を充当しております。

なお、令和7年3月から実施しました給付金につきましては、申請期限が本年6月末でしたので、繰越しをしております。

169ページをお願いいたします。

3款1項3目の地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性に応じ支援する事業でございます。12節の委託料につきましては、創作的活動や交流の機会等を提供する地域活動支援センター事業や相談支援事業、そのほか、緊急入所、移動支援、意思疎通等の生活支援事業の委託に要した費用でございます。19節の扶助費につきましては、障がいのある方に対し、日常生活の改善を図るための用具の購入費用の一部を支給する給付費が主なもので、国と県の補助金を充当しております。

次の自立支援事業につきましては、171ページをお願いいたします。

18節の自立支援医療費負担金と障がい児通所支援、居宅介護、施設入所等の障がい福祉サービス給付に伴う負担金が主なもので、国と県の負担金を充当しております。障がい者保護事業につきましては19節の扶助費が主なものでございます。そのうち重度心身障がい者医療費助成金につきましては、対象者は872名、県2分の1の補助、特別障害者手当等給付費につきましては、対象者は74名、国4分の3の補助、障がい者福祉給付金につきましては市独自の事業で、対象者は2,445名、1人5,000円の給付を行いました。

187ページをお願いいたします。

下段、3款3項1目の生活保護業務支援事業につきましては、12節のシステム保守業務等委託料、13節のシステム使用料、189ページの22節過年度精算返納金が主なものでございます。生活困窮者自立支援事業につきましては、由布市社会福祉協議会への生活困窮者の自立促進を図るための相談支援事業委託料が主なもので、国庫支出金を充当しております。

191ページをお願いいたします。

上段、3款3項2目の生活保護費支給事業につきましては、284世帯に対する扶助費で国と県の負担金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。一般会計と介護保険特別会計の詳細説明をいたします。

まず、一般会計の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書167ページをお願いいたします。

3款1項2目老人保護措置事業の19節扶助費1億4,644万6,286円は、養護老人ホーム入所者の措置費でございます。このうち、老人保護措置費の負担金2,712万6,501円を充当しております。

次に、高齢者支援事業は、100歳等を迎えられた方への長寿の祝いの品としまして、報償費、鍼灸マッサージ等の施術補助金が主なものでございます。

次に、高齢者生きがい対策事業は、単位老人クラブ助成及び老人クラブ連合会推進のための補助金343万736円です。このうち、県補助金の228万7,157円を充当しております。

次に、175ページをお願いいたします。

3款1項6目介護保険事業、27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金でございます。このうち、低所得者保険料軽減繰出金4,624万6,500円に対しては、国庫負担金2,312万3,250円並びに県負担金1,156万1,625円を充当しております。

次に、221ページをお願いいたします。

5款1項1目労働諸費、シルバー人材センター補助事業、18節負担金、補助及び交付金の743万6,000円につきましては、由布市シルバー人材センターへの運営補助金となります。

続きまして、介護保険特別会計の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書435ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目介護保険料の収入済額8億733万624円は、前年度と比べまして1,504万9,283円、率としまして1.9%の増となっております。

次に、同ページの下段の3款国庫支出金から439ページの4款支払基金交付金、5款県支出金、443ページの7款繰入金につきましては、それぞれの事業に対して介護保険法で定められている負担割合に応じての金額となっております。

続きまして、歳出です。

449ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費につきましては、要介護認定調査員の報酬、介護保険システム改修、保守運用に関わる業務委託料が主なものでございます。

455ページをお願いいたします。

2款1項1目の介護サービス等諸費につきましては、要介護の認定を受けている方が在宅、施設などでの介護サービスを受けるための負担金となっております。下段の2款2項1目の介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けている方が介護予防サービスなどを受けるための負担金となっております。

459ページをお願いいたします。

2款6項1目市町村特別給付費につきましては、在宅高齢者おむつ等の購入補助金となっております。

463ページをお願いいたします。

4款2項1目の一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業の講師謝金152万800円、お茶の間サロンへの活動補助金484万1,860円が主なものとなっております。

465ページをお願いいたします。

下段の4款3項4目任意事業費の12節委託料は、高齢者への配食と見守り支援を行う食生活改善事業委託料598万3,740円となっております。

469ページをお願いいたします。

4款3項7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症相談等に関する地域包括支援センターへの委託料の2,087万860円とオレンジカフェの補助金12万円が主なものでございます。

4款3項8目包括支援事業費につきましては、由布市社会福祉協議会に委託している地域包括支援センター業務の委託料の6,284万8,758円が主なものでございます。

471ページをお願いいたします。

中段の5款1項2目償還金は、国庫負担金の支出金、支払基金交付金、県支出金の精算に伴う過年度の返還金となっております。

473ページをお願いいたします。

5款3項1目他会計繰出金2,960万5,723円は、一般会計への繰出金となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の3会計の決算につきまして詳細を申し上げます。

一般会計決算から御説明いたします。

決算書の173ページをお願いいたします。

上段、3款1項4目国民健康保険事務費の27節繰出金2億7,632万2,996円は、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。国庫負担金、県負担金を充当しております。

下段、3款1項5目後期高齢者医療対策費の18節負担金、補助及び交付金5億9,406万76円につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合に支払いをする療養給付費負担金と事務費の負担金でございます。

175ページをお願いいたします。

上段、12節委託料につきましては、高齢者の生活習慣病等の発症や重症化の予防、心身の機能低下を予防する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関しまして334万350円を支出しており、諸収入の受託事業収入を充当しております。

177ページをお願いいたします。

下段、3款1項7目国民年金事務費649万6,461円につきましては、国民年金事務に係る会計年度職員の報酬や消耗品費等を支出しており、国庫委託金を充当しております。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算の御説明をいたします。

決算書の389ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費2,405万5,123円の支出につきましては、国保連合会における共同電算処理や国保システム機器保守などに係る委託料の支出が主なものでございます。

次に、391ページをお願いいたします。

下段、1款2項1目賦課徴収費597万9,697円につきましては、国民健康保険税の徴収に係る会計年度任用職員の報酬や納付書等の発送、口座振替に係る経費が主なものでございます。

次に、393ページをお願いいたします。

中段からの2款保険給付費につきましては、被保険者の医療費や高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険の給付及び国保連合会に支払う審査支払手数料であり、2款合計で26億5,315万296円を支出いたしました。前年度決算額から約1億6,400万円の減となっております。県補助金を充当しております。

次に、403ページをお願いいたします。

中段からの3款国民健康保険事業費納付金につきましては、大分県への納付金といたしまして、3款合計で8億6,503万2,978円を支出いたしました。前年度決算額から約4,000万円の減となっており、国民健康保険税県補助金及び繰入金を充当しております。

次に、407ページをお願いいたします。

上段、4款1項1目特定健康審査等事業費2,110万4,250円につきましては、特定健診・特定保健指導委託料、健診データの管理業務委託料、健診案内通知に係る通信運搬費が主なものでございます。

下段、4款2項1目保健衛生普及費1,012万5,013円につきましては、前年度、令和5年度決算額から約388万円の減となっておりますが、これは、令和5年度中に第3期由布市保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定事業が終了したことによるものでございます。

415ページをお願いいたします。

下段、7款1項5目保険給付費等交付金償還金3,854万2,909円、417ページ、8目

特定健康審査等負担金償還金380万1,000円につきましては、令和5年度精算による償還金でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算の御説明をいたします。

決算書の511ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費305万9,971円につきましては、例年の支出に加え、備品購入費といたしまして、後期高齢者医療システムの窓口用端末の購入に係る支出がございました。

513ページをお願いいたします。

上段、2款後期高齢者医療広域連合納付金6億4,403万3,397円は、収納した保険料を広域連合に納付したものでございます。前年度決算額から約8,800万円増加しております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

179ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、児童手当事業の主なものは、19節扶助費で、令和6年10月に対象年齢、給付額が拡充される制度改正が行われましたことから、前年度より増加しております。国・県の補助金を充当しております。児童扶養手当事業の主なものは19節扶助費で、要件を満たしたひとり親家庭等に支給するもので、3分の1国の補助金を充当しております。こども家庭センター事業は、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない相談支援を行うため令和6年度より設置されており、国3分の2、県6分の1の補助金を充当しております。

181ページをお願いいたします。

物価高騰緊急対策事業、19節扶助費、由布市すくすくおむつクーポン券配布事業助成金として、市内ゼロ歳児、1歳児の児童に1人2万円のクーポン券を配布しており、申請率は98%、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

次の新型コロナウイルス緊急対策事業は、令和5年度に行った由布市すくすくおむつクーポン券配布事業で、利用期限が申請した日から1年間あることから、令和6年度への繰越しをして支出しております。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。3款2項2目子育て支援費を御覧ください。保育所活動推進事業、183ページ、18節負補交、保育補助者雇上強化事業費補助金は、市内6施設7名を雇用しており、8分の7県の補助金を充当しております。人材確保等支援事業費補助金は、令和6年度から保育士を確保するために始めた事業で、新採用保育士8名に合計120万円を補助金として交付いたしました。児童健全育成事業に

つきましては、17児童クラブへの12節委託料が主なもので、国・県それぞれ3分の1の補助金を充当しております。

185ページ、児童施設整備事業は、現在建設中のくすのき児童クラブの実施設計委託料、みらいふるさと基金等から充当しております。保育所活動給付事業は、19節扶助費、由布市の子どもたちが通う保育所等の施設型給付費が主なもので、令和6年度に保育士の報酬が改正されたため前年よりも増額となっており、国・県の補助金を充当しております。3款2項3目母子福祉費を御覧ください。ひとり親家庭等自立支援事業につきましては、187ページの19節扶助費、ひとり親家庭等医療費助成金が主なもので、2分の1県の補助金を充当しております。

199ページをお願いいたします。

4款1項2目母子保健費、子ども医療費助成事業、19節扶助費が主なもので、県の補助金、みらいふるさと基金からの繰入れ、寄附金を充当しております。

201ページをお願いいたします。

高校生等医療費助成事業は、19節扶助費が主なもので、令和6年度より県補助が始まりましたので、県の補助金を充当しております。また、みらいふるさと基金からの繰入れも充当しております。出産・子育て一体的支援事業は、出産応援給付金、子育て応援給付金としてそれぞれ5万円を給付しており、18節負補交が主なもので、国・県の補助金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 健康増進課長。

○健康増進課長（吉野眞由美君） 健康増進課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

193ページをお願いいたします。

4款1項1目の保健衛生総務費につきましては、保健事業に係る会計年度任用職員の報酬と事務経費が主なものでございます。

次に、健康立市推進事業は、健康マイレージ事業を推進し、市民の皆さんが自主的に健康づくりの習慣をつけてもらうための経費が主なものでございます。

次の成人保健事業は、疾病の早期発見・早期予防のための健康診査、各種がん検診、保健指導や訪問、健康教室を実施するための経費となっております。財源につきましては、県の保健事業費補助金95万1,000円が充当されております。

次に、195ページをお願いいたします。

地域医療体制推進事業は、休日当番医や救急医療、おおいた医療ネットワークなど、市民が安心して適切な医療を受けることができるよう体制整備を行う事業で、その負担金が主なものでございます。

次に、がん検診推進事業は、子宮頸がん検診と乳がん検診の受診向上を目的とし、検診車が巡回して集団検診を行う従来の方法に加え、検診施設や医療機関でも受診できるようにした事業の経費でございます。

次に、食生活推進事業は、食生活改善推進員の養成講座の講師料、各地域で開催する料理教室の講師謝金が主なものでございます。

次に、197ページにかけまして記載しております健康温泉館利用促進事業につきましては、市民が気軽に健康づくりに取り組める健康増進拠点施設として維持、管理、運営を行う事業で、昨年度行いました大規模な配管工事の工事費と会計任用職員の報酬、燃料費、光熱費が主なものとなっております。財源につきましては、温泉館使用料1,517万8,850円が充当されております。

次に、199ページをお願いいたします。

4款1項2目母子保健費の母子保健推進事業は、安心して出産、子育てができるための支援として、妊産婦・乳幼児検診、産後ケア事業、未熟児養育医療等に係る経費となっております。財源につきましては、母子保健衛生費、国庫補助金など合計412万4,840円が充当されております。

次に、不妊・不育症治療費助成事業は、特定不妊治療費の自己負担の一部を助成するものです。

次に、5歳児健康診査事業は、小学校就学後に起こる子どもの不登校、ひきこもりを予防するため、発達の気になる子どもの長所、短所などの特性を把握し、保護者及び関係者が共通認識を持って適切な支援と就学につなげる事業で、健診スタッフの報償費と専門医診察負担金が主なものでございます。

次に、母子歯科保健対策事業につきましては、201ページにかけて記載しております。幼児虫歯予防のためのフッ素塗布を推進するための委託料が主なものでございます。

次に、201ページの一番下、物価高騰緊急対応事業は、妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦健診に係る交通費等を助成する事業で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金60万円を充当しております。

次に、203ページをお願いいたします。

4款1項3目精神保健福祉士の心の健康づくり事業は、自殺予防を目的とした心の健康相談に係る経費で、大分県地域自殺対策強化交付金35万6,000円が充当されています。

次に、下段、4款1項4目予防費の予防接種推進事業は、定期及び任意予防接種に係る経費となっております。財源につきましては、昨年度10月に始まりました65歳以上の新型コロナウイルス予防接種の助成金2,042万6,300円などが充当されております。

次に、205ページをお願いいたします。

感染予防対策事業は、食中毒や感染症予防の啓発指導を行ってくださっています食品衛生協会の補助金が主なものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和5年度末まで行われておりました全額公費負担による接種の委託料と事務経費返納金が主なものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。環境課は一般会計と特別会計がございますので、それぞれ主なものを中心に詳細説明いたします。

まずは、一般会計でございます。

決算書205ページ中段からが4款1項5目環境衛生総務費でございます。火葬場運営整備事業に3,069万4,050円で、修繕費558万1,870円などが主なものでございます。

207ページ中段をお願いします。

合併処理浄化層設置推進事業として6,178万3,800円を支出しております。財源として、国と県からの交付金5,464万6,000円を充当しております。

209ページをお願いします。

農業集落排水事業会計への繰出金として6,051万5,000円、災害対応事業として1,746万8,548円、台風10号で発生した災害廃棄物の仮置場の管理委託996万8,772円が主なものでございます。財源は、国の災害等廃棄物処理事業補助金870万4,000円を充当しております。

次に、211ページ、6目環境対策費です。花いっぱい運動事業に42万3,500円、自動車騒音常時監視事業として188万1,000円が主なものでございます。

続きまして、213ページをお願いします。

4款2項1目清掃総務費です。ごみ減量対策事業に325万3,581円、財源としてみらいふるさと基金250万円を充当しています。ポイ捨て防止事業に282万8,906円、財源は環境観光振興基金です。続いて、環境衛生センターの給与管理費として5,326万6,336円、市内の全世帯に市の指定ごみ袋を2巻配布した物価高騰緊急対策事業として1,694万2,618円を支出しております。

続きまして、215ページをお願いします。

2目塵芥処理費です。塵芥処理事業として委託料が1億4,351万934円、大分市福宗清掃センター等でのごみ処理負担金として1億4,386万3,000円です。財源といたしまして、みらいふるさと基金5,150万円を充当しています。

次に、新環境センター整備事業です。負担金として1億1,910万432円、廃棄物運搬中

継施設整備事業で2,768万6,620円が主な支出でございます。

217ページからが3目し尿処理費です。し尿処理事業3,896万5,442円と環境衛生センター管理事業1,866万3,684円で、主な使い道としては、汚水を処理するための薬剤費やし尿の運搬、処理施設を稼働するための光熱水費が主なものでございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計を御説明いたします。

483ページをお願いします。

歳入についてでございます。

1款1項1目農業集落排水負担金44万円は、一般家庭1軒の新規加入金でございます。2款1項1目使用料1,642万4,097円は、農業集落排水施設使用料でございます。

485ページをお願いします。

下段の5款1項1目一般会計繰入金は6,051万5,000円でございます。

487ページをお願いします。

5款2項1目基金繰入金は1,421万2,612円でございます。農業集落排水事業基金からの繰入金は、主に施設の修繕費に充当しております。

489ページをお願いします。

8款1項2目公営企業会計適用債2,160万円は、本事業会計に地方公営企業法に定める財務規定を適用するための移行支援業務に充当しております。

続きまして、歳出でございます。

491ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費2,975万3,833円でございます。

493ページをお願いします。

1款1項2目施設維持管理事業費3,652万6,743円でございます。下段の2款1項1目元金4,550万8,339円を返還しております。

495ページをお願いします。

2款1項2目利子293万4,407円を返還しております。

以上で環境課の詳細説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。水道事業会計への繰入金、繰出金について詳細説明を行います。

決算書219ページをお願いいたします。

中段になります。4款3項1目上水道施設費について、支出済額は1億7,158万

1,000円でございます。前年度と比較いたしまして、3,821万9,130円の減となっております。主な要因といたしましては、旧簡易水道事業減価償却相当分の減によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は14時15分といたします。

午後2時03分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（藤川 恭司君） 農業委員会事務局長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

221ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費につきましては、報酬や委託料が主なものとなっております、12節委託料83万2,700円は、農地利用状況調査に係る調査資料作成業務の委託料となっております。この事業につきましては、県の農地利用最適化交付金のうち159万9,410円を充当しております。

次に、223ページをお願いします。

地域計画策定推進緊急対策事業の12節委託料92万4,000円は、地域計画策定に係る目標地図の素案作成業務の委託料となっております。この事業に対しましては、県の地域計画策定緊急対策事業費補助金のうち92万4,000円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

227ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費のうち、中山間地域等直接支払対策事業、18節負担金、補助及び交付金3億7,819万7,506円は、市内の97の協定者、対象農地1,724ヘクタールに対する交付金でございます。この事業に対しましては、県支出金の中山間地域等直接支払交付金2億8,364万8,045円を充当しています。

次に、園芸施設整備事業、18節負担金、補助及び交付金、園芸産地づくり支援事業費補助金2,802万8,000円は、産地拡大支援品目に対する施設整備等の補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金のおおいた園芸産地づくり支援事業費補助金2,148万

5,000円を充当しています。

次に、農業経営所得安定対策事業、18節負担金、補助及び交付金1,462万4,630円につきましては、農業者の経営所得安定対策を行う由布市農業再生協議会への補助金となります。この事業に対しましては、県支出金の経営所得安定対策事業費補助金1,138万3,630円を充当しています。

次に、就農支援事業について、229ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金、新規就農者支援事業補助金2,096万3,569円は、就農直後の経営確立を支援する資金の補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金の新規就農支援事業費補助金1,991万3,568円を充当しています。また、新規就農者負担軽減対策事業補助金147万8,000円は、認定新規就農者の就農開始後の所得を補填する補助金となっています。この事業に対しましては、県出資金の新規就農者負担軽減対策事業費補助金73万9,000円を充当しています。

次に、233ページをお願いいたします。

物価高騰緊急対応事業、18節負担金、補助及び交付金、飼料価格高騰緊急対応事業費助成金1,781万6,000円につきましては、飼料代の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための助成金でございます。この事業に対しましては、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金より1,753万円を充当しています。

次に、235ページをお願いいたします。

6款1項4目畜産業費のうち畜産経営支援事業、18節負担金、補助及び交付金、おおいた豊後牛生産向上対策事業費補助金84万円につきましては、大分牛の生産基盤を強化するため、繁殖牛を増頭した生産者への補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金の肉用牛生産基盤拡大支援事業補助金より42万円を受託しています。

また、物価高騰緊急対応事業、18節負担金、補助及び交付金、小規模農家育成対策事業の200万円は、物価高騰の中でも規模拡大に取り組む意欲的な小規模農家に対する畜舎建設の補助となっております。この事業に対しましては、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金より180万円を充当しています。

以上で農政課の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長心得（秦野 一成君） 農林整備課長心得です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

231ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費、中段の多面的機能支払交付金事業は、農地や農業用水路などの保全

管理、農村環境の保全活動に取り組まれた31組織への交付金が主なものとなっております。また、財源として県交付金1億1,909万2,982円を充当しております。

次に、237ページをお願いいたします。

6款1項5目農地費の上段、市営基盤整備事業の12節委託料は、水路改修事業やため池廃止事業の測量調査費となっております。また、財源として県補助金730万4,000円を充当しております。

次に、下段の県営基盤整備事業につきましては、18節負担金、補助及び交付金の地元交付金は、農地の基盤整備事業で集積率が高い地区に対して交付するものです。財源につきましては、県補助金1,120万5,000円を充当しております。

同じく、18節県営基盤整備事業負担金につきましては、農地や農業用施設を整備した県営事業に係る市の負担金となっております。財源につきましては、地元負担金を充当しております。

次に、239ページをお願いいたします。

6款2項1目林業振興費、上段、鳥獣被害総合対策事業につきましては、イノシシ、鹿などの捕獲報償金が主なものです。また、財源につきましては、県補助金2,173万2,000円を充当しております。中段、造林事業につきましては、18節負担金、補助及び交付金の森林環境保全直接支援事業補助金については、下刈りや造林を実施した事業体への補助金でございます。

239ページ最下段から241ページをお願いいたします。

鳥獣被害防止特別対策事業につきましては、有害鳥獣の農作物被害防止を図るための防護柵設置に係る補助金でございます。

241ページの上段、未整備森林整備事業の主なものにつきましては、12節委託料の林道台帳作成業務や14節工事請負費で、令和6年8月豪雨による未整備森林に至る林道の土砂撤去となっております。財源につきましては、森林環境譲与税を充当しております。

少し飛びまして、345ページから347ページの上段をお願いします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費です。345ページの現年度分、347ページの事故線分を合わせまして16億3,085万9,353円は、耕地災害復旧事業に伴う令和6年8月豪雨の査定設計書業務委託費、令和2年災から令和6年災の災害復旧工事費、また由布市の災害復旧事業補助金、高津原水路県受託事業負担金が主なものです。財源につきましては、県補助金と地元分担金を充当しております。

同じく347ページの下段、11款1項2目の林業施設災害復旧費は、林道の災害復旧事業の測量設計となっております。

以上で農林整備課の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

247ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費です。商工振興活性化事業につきましては、12節の就労機会促進事業、ゆふマッチボックスに係る委託料、18節の商工会補助金、中小企業者への設備投資等に対する中小企業者利子補給補助金、創業・継業に対する支援を行う創業等支援事業費補助金が主なものでございます。

なお、本事業のうち、12節の就労機会促進業務に国庫補助金、18節の各種補助金にみらいふるさと基金を充当しております。

次に、物価高騰緊急対策事業につきましては、急速な物価高騰に対応するため、地元中小企業者に向けた経営力強化事業、魅力ある職場づくり支援事業を実施した経費でございます。

249ページ上段にありますように、事業に係る委託料と補助金が主なものです。歳入として、国庫補助金を充当しております。

次に、249ページ下段、7款1項3目の観光費です。観光振興事業につきましては、観光プロモーションマーケティング業務に係る委託料、また、251ページにあります18節市内5つの観光協会及びまちづくり観光局への補助金、関係各種協議会等への負担金が主なものでございます。

次に、253ページ、デスティネーションキャンペーン推進事業につきましては、DCキャンペーンに係る経費として、スタンプラリーの実施や周遊バスツアーに対する委託料と、エリア別魅力向上対策業務に係る各観光協会や関係団体への負担金が主なものとなっています。歳入として、国庫補助金を充当しております。

以上で商工観光課の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。令和6年度の建設課に関わる歳入歳出決算の詳細説明をします。

決算書の255ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費につきましては、市道等の管理に関わる経費及び測量調査や道路台帳補正、道路管理システム使用に関わる費用と、また九州国道協会等の各種負担金が主なものでございます。

中段の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、市営の急傾斜地崩壊対策事業としまして、挾間町小野小倉野地区の測量設計費用と湯布院町川西中ノソノ地区の工事請負費、また大分県が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業の市内5か所における工事負担金が主なものでございます。市

営の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県補助金の市営急傾斜地対策事業補助金が充てられております。

257ページをお願いします。

2段目の8款2項1目道路維持費の道路維持事業につきましては、道路維持に関わります測量設計業務委託や修繕工事に関わる費用、また自治区によります市道の草刈り活動に対する交付金が主なものでございます。

次に、259ページをお願いいたします。

8款2項2目道路新設改良費でございます。国県道路整備促進事業につきましては、県道改良事業に伴う県への工事等の負担金でございます。

次の道路整備事業で、市道の新設改良を進めております事業としましては、社会資本整備事業（改良）、防衛調整交付金事業、辺地対策事業、過疎対策事業、261ページに移りまして、単独事業が道路の新設改良事業になります。

次に、社会資本整備事業（補修）につきましては、市道の舗装・補修整備、また橋梁、トンネル等の点検、補修に関わる費用でございます。これらの事業に対しましては、国庫補助金、社会資本整備総合交付金が充てられております。

次に、下段、8款3項1目河川総務費につきましては、湯布院町若杉ダムの点検業務委託が主なものでございます。

次に、267ページ下段をお願いします。

8款5項1目住宅管理費、公営住宅管理事業につきましては、市営住宅39か所551戸の維持管理に要する費用が主なものでございます。一番下の一般住宅耐震化等助成事業でございます。内容は269ページでございます。昭和56年9月以前に建築された個人木造住宅の耐震診断12件、耐震改修2件、また危険ブロック等の除却4件に関わる補助金を交付したものでございます。

続きまして、公営住宅整備促進事業につきましては、市営上小原住宅の外壁改修及び水洗化工事的设计委託料と、空き室となった木造の市営若葉住宅2棟の解体事業費が主なものでございます。

次に、空家等対策事業は、老朽危険空き家除却補助金を3件交付しております。これらの事業に対しましては、国庫補助金、住宅管理費補助金が充当されております。また、県補助金として住宅管理費補助金が充当されております。

次に、飛びまして349ページをお願いいたします。

上段、11款2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、令和5年梅雨前線等災害、令和6年7月豪雨、8月の台風10号による災害復旧事業でございます。この事業に対しましては、

災害復旧国庫補助金、土木災害復旧費補助金が充当されております。

以上で建設課に関わる令和6年度歳入歳出決算の詳細を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（伊藤 学君） 都市景観推進課長です。主な事業につきまして詳細を説明させていただきます。

263ページをお願いいたします。

8款4項1目の都市計画総務費の雨水対策事業、14節工事請負費253万9,900円につきましては、挾間地域における宅地造成等の開発に伴う雨水対策といたしまして、古野地区1か所の排水路の改修を行ったものでございます。財源につきましては、分担金の土木費分担金、生活環境整備事業を充当しております。

次に、265ページをお願いいたします。

下段の8款4項4目の公園費、都市公園等管理事業費1,075万3,941円につきましては、市内の都市公園及び普通公園の維持管理業務委託等、遊具等の修繕が主なものでございます。財源につきましては、公園使用料等を充当しております。

以上で都市景観推進課の詳細説明を終わります。

以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。詳細説明をいたします。

決算書277ページをお開きください。

9款1項3目災害対策費の地域防災推進事業183万6,023円につきましては、18節負補交の自主防災組織資機材等整備補助金90万円と自主防災組織活動交付金の46万円が主なものとなります。自主防災組織活動交付金につきましては、昨年度19団体に交付しております。

次に、災害対策費の1,627万5,652円につきましては、主なものとして、3節職員手当等で、令和6年度中の災害対応に係る職員の時間外勤務手当と、18節負補交の県防災航空隊をはじめとする各防災関係の協議会への負担金というふうになっております。この事業に対しましては、歳入、雑入のうち、全国市長会防災減災費用保険分139万8,843円を充当しております。

次に、災害対策環境整備事業2,651万458円につきましては、12節委託料、防災ハザードマップの作成業務の1,078万円が主なものとなっており、歳入の国庫補助金、消防費国庫補助金414万3,000円と県補助金、消防費補助金331万7,000円をハザードマップ作成支援事業補助金として充当しております。

次に、279ページを開きください。

災害対応事業378万9,000円につきましては、18節負補交の宅地被害復旧支援金264万3,000円と災害被災者住宅再建支援事業114万6,000円が主になります。災害被災者住宅再建支援事業に対しましては、県補助金、消防費補助金のうち、災害被災者住宅再建支援事業補助金57万3,000円を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。詳細説明をいたします。

269ページをお願いいたします。

9款1項1目常備消防費、事業名、常備消防費につきましては、10節需用費や11節役務費、12節委託料が主なもので、10節需用費の主なものが被服等の消耗品費や庁舎の光熱水費、車両の燃料費です。

271ページをお願いいたします。

11節役務費の主なものは、ネット回線の通信費や固定及び携帯の電話料です。12節委託料の主なものは、消防統計システム保守料です。

次に、消防職員教育研修事業につきましては、18節負担金、補助及び交付金の県消防学校入校費負担金が主なものです。

次に、消防資機材整備事業につきましては、273ページ、17節備品購入費が主なもので、救急医療用資機材の機械器具費です。再編関連訓練移転等の交付金1,135万8,000円を充当しております。また、消防用資機材の機械器具費につきましては、電源立地地域対策交付金118万6,000円を充当しております。

次に、消防広域化事業につきましては、12節委託料が主なものです。大分消防司令センターの共同運用開始に伴う司令台個別機器整備事業委託料です。

275ページをお願いいたします。

2目非常備消防費につきましては、主に消防団の関係でございます。非常備消防活動推進事業、1節報酬は消防団に対するものでございます。10節需用費は、消耗品費のうち新基準消防団活動服が主なものであります。電源立地地域対策交付金350万円を充当しております。

次に、14節工事請負費は、庄内龍原地区の防火水槽設置工事費です。17節備品購入費につきましては、積載車2台、ポンプつき積載車1台、ポンプ1台の更新です。県補助金の石油貯蔵施設立地対策交付金328万3,000円を充当しております。

18節負担金、補助及び交付金は、県消防補償等組合負担金や消防施設等整備補助金が主なものです。消防施設設備事業につきましては、車庫の建て替え工事や消防用ホースをはじめとする

資機材の更新を行っております。13の部に対して支出しております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。教育総務課所管の事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書279ページをお願いいたします。

10款1項1目の教育委員会費ですが、教育委員4名分の報酬が主なものとなっております。

次に、281ページをお願いいたします。

まず、10款1項2目の事務局費5,065万2,960円ですけれども、教育委員会部局の会計年度任用職員の社会保険料、雇用保険料などの共済費が主なものとなっております。この事業には、奨学資金貸付金利子や会計年度任用職員の雇用保険料の個人負担分収入などの雑入を充当しております。

次に、情報環境整備事業ですけれども、電算の保守委託料、校務用パソコンなどの備品購入が主なものとなっております。6年度は、156台の校務パソコンを購入しております。この事業には、国の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金30万8,000円と、みらいふるさと基金3,000万円を充当しております。

次に、スクールバス運行事業ですが、スクールバスの運行业務委託料や児童送迎用のタクシーの借り上げ料が主なものとなっております。ここには、中高生のスクールバス利用負担金収入147万2,000円とみらいふるさと基金4,040万円を充当しております。

続きまして、283ページをお願いいたします。

教育施設環境安全対策事業ですけれども、小中学校、幼稚園の施設清掃や消防設備点検など、学校施設の環境安全対策に係る管理委託料が主なものとなっております。この事業には、学校体育館の使用料の収入を充当しております。

次に、教育振興基本計画等推進事業ですけれども、毎年発行しております市の教育方針冊子の印刷製本費が主なものとなっております。

次に、教育環境管理充実事業ですけれども、小中学校、幼稚園の机、椅子の備品購入費や複合機使用料、ごみ収集業務委託料などが主なものとなっております。

ちょっと飛びまして、293ページをお願いいたします。

10款2項1目小学校施設管理事業ですけれども、ここは、小学校の修繕、浄化槽清掃や電気工作物点検の委託料、あと6年度につきましては、西庄内小学校体育館の大規模改造工事などの施設改修工事が主なものとなっております。ここには、市債4,420万円と、あと国の学校施設環境改善交付金223万4,000円、また、小学校に設置されています太陽光発電の売電料

やおおつる交流センターの電気代収入、また谷幼稚園の園舎貸付料収入等が充当されております。

次に、303ページをお願いいたします。

10款2項4目小学校施設整備事業ですけれども、挾間小学校の増築工事の前払い金、そして敷地の造成工事費などが主なものとなっております。また、5年度の繰越分で挾間小学校の増築に係る実施設計業務等を行っております。そして、ここでは、挾間小学校増築の工事管理委託料1,493万3,000円と工事請負費5億9,465万2,000円を7年度に繰り越しております。国の公立学校施設整備事業補助金3,599万3,000円と学校施設環境改善交付金1,399万7,000円、また市債、現年分、繰越し分を合わせまして3億1,800万円を充当しております。

次に、10款3項1目中学校施設管理事業ですけれども、ここは小学校の施設管理事業と同様に、中学校の修繕、浄化槽清掃や電気工作物点検などの委託料のほか、6年度につきましては、挾間中学校の職員室の拡張工事などの施設改修工事が主なものとなっております。また、5年度の繰越し分で挾間中学校のプール改修工事を行っております。この事業には、中学校に設置されております太陽光発電の売電料、そして、あと市債として2,060万円を充当しております。

次に、309ページをお願いいたします。

10款3項4目中学校施設整備事業ですけれども、挾間中学校のプレハブ校舎増築工事に係る基本設計業務委託料となっております。

続きまして、311ページをお願いいたします。

10款4項1目幼稚園施設管理事業ですけれども、これも小中学校の施設管理事業と同様に、施設の修繕、浄化槽清掃などのほか、6年度につきましては、旧阿蘇野幼稚園の園舎解体、そして由布院幼稚園の遊戯室の解体工事などの施設改修工事が主なものとなっております。この事業には市債540万円を充当しております。

ちょっと飛びまして、349ページをお願いします。

11款3項1目公立学校施設災害復旧費ですけれども、昨年の台風10号で被災した由布院幼稚園と川西小学校の災害復旧工事となっております。

以上で教育総務課の詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（岩田 正明君） 学校教育課長です。詳細説明をいたします。

285ページをお願いいたします。

10款1項3目の教育指導費につきましては、学校教育課配置の事務補助員の報酬が主なものでございます。

次に、地域と協働する学校づくり推進事業は、指導主事の報酬、由布市教育研究協議会の運営

に係る費用が主なものでございます。

287ページをお願いいたします。

学力向上推進事業は、複式学級を解消するために配置した担任の報酬、小中学校の学力調査の実施に係る費用、タブレット端末を利用して児童生徒が学習を進めるAIドリルが主なものでございます。このうち消耗品費については、小学校の教科書改訂に伴い、教科用図書の購入費用として令和6年度特に支出をしたものでございます。

次に、学校職場環境づくり推進事業は、小中学校校務員やスクールサポートスタッフの報酬、教職員の健康診断の委託料、小中学校の校務支援システム使用に係る費用が主なものでございます。スクールサポートスタッフ補助金978万4,000円を充当しております。

次に、豊かな心の育成推進事業は、小中学校図書司書の報酬、学級満足度調査に係る費用が主なものでございます。

289ページをお願いいたします。

健やかな体の育成推進事業は、中学校部活動指導員の報酬、部活動地域移行に係る謝金、園児、児童生徒の災害共済保険料、児童生徒の心臓検診や尿検査の委託料、フッ化物洗口の実施に係る費用が主なものでございます。このうち、部活動指導員補助金181万1,133円、部活動総括コーディネーター補助金109万2,000円を充当しております。

次に、特別支援教育充実事業は、小中学校の特別支援員の報酬が主なものでございます。

次に、教育相談体制充実事業は、スクールソーシャルワーカーや登校支援員、適応指導教室コスモスの指導員の報酬、コスモス運営に係る費用が主なものでございます。スクールソーシャルワーカー活用事業補助金264万4,992円及び登校支援員補助金76万9,000円を充当しております。

291ページをお願いいたします。

10款1項4目の中高一貫教育推進費の人材育成教育推進事業は、小学校のALTの報酬、中学校のALTの委託料、由布高校生の通学費補助金や資格検定補助金が主なものでございます。

次に、293ページをお願いします。

10款2項2目の学校管理費は、小学校10校の光熱水費等運営管理費に係るものでございます。各学校並びに学校支援センターの内訳が備考に記載されております。

301ページをお願いいたします。

10款2項3目の教育振興費、小学校についてですが、小学生の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費です。特別支援教育就学奨励費補助金140万9,000円を充当しております。由布川小学校振興事業から小学校支援センター振興事業までにつきましては、各小学校の図書、教材備品等の購入費となっております。

305ページをお願いいたします。

10款3項2目の学校管理費についてです。中学校3校の光熱水費等運営管理費に係るものでございます。学校ごとに内訳が備考に記載されています。

309ページをお願いいたします。

10款3項3目教育振興費の教育振興費、中学校についてですが、中学生の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費です。特別支援教育就学奨励費68万円を充当しております。挟間中学校振興事業から湯布院中学校振興事業まで、各中学校の図書、教材、備品等の購入費となっております。

311ページをお願いいたします。

10款4項1目の幼稚園総務費の幼児教育充実事業についてです。幼稚園の臨時講師等の報酬が主なものでございます。

313ページをお願いいたします。

幼稚園管理費についてです。各幼稚園の光熱水費等の運営管理に係るものでございます。幼稚園ごとの内訳は備考に記載しております。

315ページをお願いいたします。

10款5項1目の学校給食費の学校給食センター管理事業についてです。学校給食センター運営管理の経費となっております。

317ページをお願いいたします。

学校給食センター改修事業についてです。学校給食センター内で使用する機械等の工事請負費、備品購入に係る費用が主なものでございます。このうち工事請負費、備品購入費に対しては、ふるさと納税より1,500万円を充当しております。

次に、物価高騰緊急対応事業についてです。学校給食の食材高騰対策に係る費用が主なものでございます。この事業に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,100万円を充当しております。

以上で学校教育課の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

319ページをお願いいたします。

10款6項1目社会教育総務費の生涯学習振興事業につきましては、社会教育委員の報酬、生涯学習振興大会に係る経費が主なものでございます。

次の協育支援対策事業は、子ども会育成協議会補助金や青少年健全育成市民会議補助金が主な

ものがございます。

次の地域協育推進事業は、社会教育講座の講師謝金、地域人材ボランティアの謝金、放課後子ども教室の運営委託料が主なものでございます。この事業に対して県補助金を充当しています。

次の社会教育活動推進事業につきましては、二十歳のつどいに係る記念品代や自治公民館活動補助金、自治公民館等整備補助金が主なものでございます。活動補助金95館、整備補助金6館に補助金の交付をしております。

321ページをお開きください。

2目公民館費でございます。公民館連携事業につきましては、5館の公民館の会計年度任用職員5名分の報酬と、各公民館の修繕費に関わるものが主なものでございます。

323ページをお願いいたします。

挾間公民館事業、庄内公民館事業、湯布院公民館事業につきましては、3つの公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費となっており、それぞれの公民館事業に対して、歳入の使用料と雑入の一部を充当しています。それとは別に、挾間公民館事業に対して、歳入のトレーニングルーム使用料2,605,970円とネーミングライツ収入50万円を充当しております。庄内公民館事業に対しては、旧庄内公民館貸付収入48万円を充当しています。

次に、327ページをお願いいたします。

体験活動事業につきましては、わんぱくサマーチャレンジや青少年リーダー育成に係る経費でございます。

次に、327ページ、川西公民館事業、湯平公民館事業につきましては、2つの公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。それぞれの公民館事業に対して、歳入の使用料と雑入の一部を充当しております。

次に、329ページ、社会教育施設整備事業につきましては、川西地区公民館屋上防水改修工事に係る経費でございます。

次に、331ページをお願いいたします。

3目図書館費の図書館事業につきましては、図書館司書11名分の報酬や図書購入費などが主なものでございます。このうち図書購入費に対して、歳入のネーミングライツ収入100万円を充当しております。

次に、333ページをお願いいたします。

4目文化財保護費の文化財保存継承推進事業につきましては、文化財調査委員の報酬や旧日野医院の維持管理に係る経費が主なものでございます。雑入の一部を充当しております。文化振興事業につきましては、後藤櫓根記念事業や文化振興に関わる補助金などが主なものでございます。雑入の一部を充当しております。

次に、335ページです。

5目交流体験施設維持管理事業につきましては、庄内ゆうゆう館の施設維持管理に係る経費が主なものでございます。歳入の使用料と雑入の一部を充当しています。

337ページをお願いいたします。

6目歴史民族資料館費の歴史民族資料館維持管理事業につきましては、歴史民族資料館の維持管理に要する経費が主なものでございます。雑入の一部を充当しております。

以上で社会教育課の決算詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（松本 知行君） スポーツ振興課長です。詳細説明をいたします

337ページをお願いいたします。

下段の保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員や会計年度任用職員の報酬が主な経費となっております。

次に、339ページをお願いいたします。

スポーツ大会交流事業につきましては、ゆふいんSPA健康リレーマラソン大会の補助金が主な経費となっております。同ページ、競技スポーツ振興事業につきましては、各スポーツ団体に対する補助金やスポーツ合宿誘致推進協議会への負担金が主な経費となっております。

次に、341ページをお願いいたします。

下段の10款7項2目のスポーツ施設管理事業から343ページのB&G海洋センター施設管理事業及びスポーツセンター施設管理事業につきましては、それぞれの施設の維持管理に係る経費となっております。歳入の使用料をそれぞれのスポーツ施設に充当しているところでございます。

次に、345ページをお願いいたします。

上段のスポーツ施設整備事業につきましては、挟間B&G海洋センターのトイレの洋式化等の改修工事に係る経費となっております。

次に、351ページをお願いいたします。

上段の11款3項3目の体育施設災害復旧費につきましては、令和6年8月に発生した台風により被災した庄内総合運動公園北側のり面の改修工事が主な経費となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、認定第2号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。認定第2号、令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定について詳細説明を行います。

地方公営企業法第30条の規定により、令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定につい

て、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

1 ページ目をお開きください。

水道事業決算報告書でございます。なお、消費税及び地方消費税を含んだ数値となっております。

最初に、収益的収入及び支出でございますが、こちらは経営状況を表す損益取引全ての収益及び費用を計上したものでございます。

上段の表は、収益的収入の表でございます。第1款水道事業収益、決算額9億4,175万824円でございます。

1項営業収益ですが、6億7,681万8,159円、前年度と比較いたしまして消費税抜きの金額で4,766万552円の増となっております。主な要因といたしましては、水道料金の増によるものでございます。

次に、2項営業外収益です。2億6,476万1,905円、前年度と比較いたしまして4,162万7,454円の減となっております。その主な要因といたしましては、旧簡易水道事業減価消却費相当分の減によるものでございます。

次に、3項特別利益については17万760円でございます。内容といたしましては、過年度損益修正益によるものでございます。

続きまして、下段の表、収益的支出でございます。第2款水道事業費用決算額7億7,323万1,735円でございます。第1項営業費用でございますが、7億3,830万1,991円で、消費税抜きの金額で前年度と比較いたしまして、1,963万586円の減となっております。その主な要因といたしましては、挾間地域の水利権更新業務委託、減水弁分解整備業務、由布市全域の衛星画像漏水判定箇所現地調査業務委託、インボイス制度開始や水道料金改定に伴う料金システムの改修、水道ビジョン及び経営戦略見直し業務、事業統合に伴う変更認可申請等の委託業務の終了による委託料の減によるものでございます。

次に、第2項営業外費用です。3,466万9,944円、前年度と比較いたしまして134万9,648円の減でございます。主な要因といたしましては、雑支出の減によるものでございます。

次に、第3項特別損失について、25万9,800円です。主なものといたしましては、漏水等による過年度水道料金還付金になります。

次に、2 ページ目をお願いいたします。

資本的収入及び支出です。こちらは、建設改良に伴う借入金である企業債や施設管路更新工事の工事改良等に施設の増減に係る収入支出を計上したものでございます。

上段の表、収入、第3款資本的収入、決算額7億4,099万8,600円、前年度と比較いたしまして2億6,812万7,661円の増となっております。その主な要因といたしましては、道路改良に伴う排水管工事等に伴う企業債の増によるものでございます。

下段の表、支出、第4款資本的支出、決算額10億6,298万1,740円です。前年度と比較いたしまして2億6,279万3,829円の増となっております。主な要因といたしましては、建設改良費の増によるものでございます。

収入が支出額に対して不足する補填につきましては、下段の欄外に記載しています資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億2,198万3,140円は、減債積立金1億3,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億2,630万9,790円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額6,567万3,350円で補填をいたしております。

続きまして、3ページ目の損益計算書を御覧ください。

こちらは、令和6年度の水道事業の経営状況を示すものでございます。こちらの金額につきましては、消費税抜きの金額でございます。

左側の2、営業費用の一番下、営業損失9,798万3,495円と右側の4、営業外費用の上から5行目、営業外利益2億75万2,647円を差し引いた額が、営業外利益の1段下、経常利益1億276万9,152円となっております。

この経常利益に、5特別利益と6特別損失を合算した下から4行目、当年度純利益は1億268万8,210円となり、令和5年度に引き続き黒字決算となっておりますが、左下から4行目、3営業外収益(2)他会計補助金1億2,530万7,000円が一般会計から繰り出されていることを付け加えさせていただきます。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金を含めた当年度未処分利益剰余金は、3億1,659万3,456円となっております。

次に、4ページから7ページにつきましては、貸借対照表及び剰余金計算書となっております。4ページをお開きください。

こちらは貸借対象表でございます。

こちらは、令和7年3月31日現在の資産と負債、資本の状態を示すものでございます。右側、上から9行目、資産の合計88億1,390万6,521円と、5ページ目、一番下の行、負債、資本の合計が一致しております。

6ページ目をお願いします。

剰余金計算書につきましては、5ページの資本の部の数字の一覧となっております。

7ページは、令和6年度水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。先ほど、3ページの令和6年度水道事業損益計算書末尾の当年度未処分利益剰余金3億1,659万3,456円につ

いて、減債積立金として1億3,000万円を積立処分をします。この処分を行うことで、収益的収支で発生した黒字を次年度以降、資本的収支の不足分の財源にすることができます。使用目的は、今後発生する予定の企業債償還の財源に使用いたします。

未処分利益剰余金の処分後残高1億8,659万3,456円を繰越利益剰余金として処理いたします。

8ページ目は、重要な会計方針を記載したものでございます。

9ページから13ページは、事業報告書になります。

続きまして、14ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書になっております。キャッシュ・フロー計算書は、現金の変動に関する情報を示したものでございます。一番下の資金期末残高が6億6,878万3,889円でございます。昨年に比べ、現金が8,703万3,970円の増加をしております。この資金期末残高は、4ページの貸借対照表右側の上から2行目、2流動資産、(1)現金、預金と合致をしております。

続きまして、15ページから26ページにつきましては、収益的収入及び支出の明細書でございます。

27ページから31ページ目は、資本的収入及び支出の明細書でございます。

32ページから42ページにつきましては、固定資産の明細書及び企業債の明細書でございます。

43ページ目は、基金運用状況調書でございます。

それぞれ御一覽をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま詳細説明がありました認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、認定第1号、令和6年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、並びに認定第2号、令和6年度由布市水道事業会計収支決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

最初に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和7年6月23日に市長から依頼されました、令和6年度由布市一般会計、特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況についての審査結果を報告いたします。

審査では、各会計の歳入歳出決算書や基金の運用状況調書の計数が各所管課の保管する帳簿と合致しているかの確認をいたしました。また、予算の執行状況など決算の詳細について、関係職員からの聞き取りを行いました。

審査の結果、令和6年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算とその附属書類は、関係法令に準拠して作成されていました。表示されている計数も関係する帳票や証拠書類と合致しており、適正、妥当であると認められました。また、各会計の歳入歳出予算も適正に執行されていると認められました。

令和6年度の決算は、一般会計と特別会計を合わせた歳入決算額が335億9,078万2,000円、歳出決算額が323億8,678万4,000円と、前年度に比べて歳入は16億1,995万1,000円、5.1%の増加、歳出も14億6,967万4,000円、4.8%の増加となりました。財政力指数は0.423で、前年に比べて0.013ポイント上昇しております。また、経常収支比率については96.2%と、前年度に比べて0.4ポイント低下しております。一般会計の市債の発行残高は207億4,209万円と、前年度に比べて3億4,907万5,000円、1.7%減少しています。基金の現在高は、みらいふるさと基金の繰入れなどにより1,780万8,000円増加しております。

決算審査意見書50ページからの「むすび」では、今回の審査における所見を述べています。補助金などや未収金対策、また施設の将来的な方向性などについて取組を求めています。

本市が合併して20周年を迎えますが、新たな問題や課題が懸念されます。予算の執行に当たっては、自主財源の確保や経費の節減を図り、最小の費用で最大の効果を上げるよう最善を尽くすとともに、会計年度独立の原則を遵守し、適切かつ計画的な執行を図られたいと思います。

また、10年後、20年後の未来を見据えた持続可能な行財政運営の構築に努めることを望みます。

続きまして、由布市水道事業会計決算審査の結果を御報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和7年5月29日に市長から由布市水道事業会計の審査の依頼がありました。

審査では、水道事業会計決算書とその附属書類などが地方公営企業法やその他関係法令に基づいて作成されているかを確認いたしました。また、事業の経営成績や財政状態を適正に表示しているかを検証し、経営内容も把握するために計数の分析も行いました。さらに、予算の執行状況や未収金対策が適切に行われているかなど、決算の詳細について関係職員からの聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表は、地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、会計帳簿や証拠書類とも合致しており、適正と認められました。

水道事業会計の決算を総括いたしますと、まず給水状況につきましては、年間配水量に対する年間有収水量、その割合を示す有収率は72.2%で、前年に比べ0.5ポイント上昇しています。有収率向上に向けた効果的な対策を引き続き行う必要があると考えます。

次に、供給単価と給水原価についてですが、その差、つまり1立方メートル当たりの供給収益はマイナス17.50円と、前年度より16.03円減少しています。令和6年1月から水道料金の改定等により差が縮小したものであります。逆転現象の解消に向けて取り組まれておりますが、依然として、水を供給すればするほど赤字が拡大する状況は続いております。令和6年度決算について、これまでと同様に厳しい経営状況であり、一般会計からの繰入金によって経営を維持できている状況であります。より一層の経営努力を図りたいと考えます。

とりわけ、昨今の物価高騰の影響により経費が増加傾向であり、老朽化した管路等の更新も今後見込まれます。地方公営企業は、経営に必要な費用を経営に伴う収益で賄う独立採算制が原則であることから、受益者負担の原則や財源確保の点から、水道料金のさらなる改定により安定した企業経営を図りたいと思います。

以上で令和6年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算報告といたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は15時30分といたします。

午後3時21分休憩

.....

午後3時30分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、承認第6号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。承認第6号について詳細説明をいたします。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年9月4日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和7年8月12日付で専決処分を行っています。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和7年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,136万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億4,289万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年8月12日専決、由布市長。

1 ページから、第 1 表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

3 ページからは、補正予算事項別明細書となっています。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、20 款 1 項 1 目 2 節の基金繰入金 9,136 万 8,000 円は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額しています。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、令和 7 年 8 月 10 日からの大雨による災害復旧に向けた災害復旧事業費及び国の物価高騰対策に伴う定額減税補足給付事業になります。

2 項 1 目税務総務費の区分 1、物価高騰緊急対応事業（定額減税）の定額減税補足給付金は、給付見込額が確定したことから、速やかに給付を行うため追加計上をしております。

なお、財源は一般財源としておりますが、国庫補助金が確定次第、全額充当する予定としております。

1 1 款 1 項 1 目、区分 1、農業用施設災害復旧費は、農地や施設など農業施設災害復旧の査定に向けた測量設計業務委託料を計上しております。

1 1 款 2 項 1 目、区分 1、公共土木施設災害復旧費については、市道竜王平芝尾線の公共土木災害復旧の査定に向けた測量設計業務委託料となっております。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第 76 号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（安部 正徳君） 教育次長です。議案第 76 号につきまして詳細説明をいたします。

議案第 76 号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、由布市有財産条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 4 日提出、由布市長。

取得する財産は、小中学校で使用するタブレット端末 3,100 台でございます。これは、令和 2 年度に第 1 期 G I G A スクール構想で整備したタブレット端末の更新によるものになります。今回の第 2 期 G I G A スクール構想におけるこのタブレット端末の更新整備におきましては、都道府県単位での共同調達が原則となっているため、取得の方法につきましては、県が設置した大分県 I C T 連絡協議会というところが一般競争入札を行い、その落札者と由布市が随意契約による物品購入の仮契約を締結しております。

取得金額は、消費税を含む 1 億 9,198 万 3,000 円でございます。

取得の相手方は、大分市東春日町17番57号、株式会社オーイーシーです。

議案の裏面以降に仮契約書、仕様書及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第77号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案77号につきまして詳細説明をいたします。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、由布市庄内地域若者定住住宅地造成工事となります。

これは、庄内地域の定住人口の増加、地域の活性化、子育て世代定住移住の支援を図ることを目的とした若者定住分譲住宅地を整備する事業となります。

契約の金額は、消費税を含む2億2,825万22円でございます。

契約の相手方は、由布市挾間町高崎152番地4、株式会社小畑組となっております。

議案の裏面以降、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第78号について詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。議案第78号について詳細説明いたします。

議案第78号、由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等条例の廃止について。

由布市湯布院町域における集会所及び自治公民館施設等の条例を廃止する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

現在、本議案の対象となる集会所及び自治公民館は22施設あり、自治区と指定管理協定を締結し、建物を維持管理していただいております。このことについて、庄内挾間地域は自治区で建物を維持管理していることから、指定管理選定委員会や教育民生常任委員会の委員会報告等で、住民サービスの公平化を図る必要があると指摘されておりました。令和3年度から、対象となる自治委員や自治区の総会において、建物を無償で譲渡した後の管理運営について、丁寧に説明を行いながら御理解をいただき、22自治区全てに同意をいただくことができました。

建物の改修や修繕につきましては、これまでと同様に由布市自治公民館等整備補助金交付規則を活用していただき、また、建物を無償で譲渡し市の財産でなくなることで、自治区の柔軟な施

設利用が可能となり、自治区の実情に合わせた有効的な活用を図ることができます。

以上のことから、本条例を廃止するものであります。

また、譲渡の時期といたしましては、指定管理協定が令和8年3月31日で終了することから、令和8年4月1日としています。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第79号から議案第81号まで続けて詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。議案第79号から81号まで続けて詳細説明をいたします。

まず、議案第79号について詳細説明をいたします。

議案第79号、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

由布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

2ページにまたがり改正の条文を記載しております。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、部分休業制度の拡充を行うものが主な改正内容でございます。

具体的な改正内容の主なものは、部分休業について、国と同様に勤務時間の始めまたは終わりに限り取得可能とする取扱いに加え、育児休業法の改正により新設される取得パターンの請求可能時間の上限を勤務日10日相当の時間とする改正を行うものであります。

また、次のページには、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、3歳に達するまでを小学校就学の始期に達するまでとする改正がなされております。

なお、施行日につきましては、令和7年10月1日としております。

次ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第80号について詳細説明をいたします。

議案第80号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

子育てや介護と仕事の両立を支援するために、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための

措置を行うことによるもので、具体的な改正内容は、国と同様に妊娠または出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対する両立支援制度等に関する情報提供、制度の利用に係る意向確認等の措置を行うことを規定するものでございます。

次のページをお願いします。

施行日は、令和7年10月1日としております。

また、次のページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、議案第81号について詳細説明をいたします。

議案第81号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

次のページ以降、6ページにわたる一部改正の内容につきましては、地方公共団体情報システム標準化に対応するための地方自治法第245条の4第1項に基づくデジタル庁からの技術的助言に基づき、行政手続における特定の番号を識別するための番号の利用等に関する法律において定める個人番号の独自利用を行う事務等について、住登外者の宛名番号を一意的宛名番号により住登外者のマイナンバーに係る情報を管理し、住登外者宛名情報の利用及び提供を行うため、本条例において所要の改正を行うものであります。

また、併せて、由布市重度心身障がい者医療費の支給に関する事務において、マイナンバー保険証の普及に伴う公的医療保険の資格等の庁内同一機関内連携を追加する所要の改正を行うことが主な改正内容となっております。

施行日につきましては、交付の日から施行することとなっております。

改正内容の情報を示したページの後に新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

詳細説明は以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第82号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。

議案第82号について詳細説明いたします。

議案第82号、由布市営火葬場条例の一部を改正する条例について。

由布市営火葬場条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

現在、合併前に挾間町と大分市との間で締結された協定に基づき、挾間町に住民票を有する方

は大分市の火葬場を大分市民と同様の使用料で利用できています。しかしながら、令和7年10月より、大分市の使用料がこれまでの5,000円から1万円へと改定されることとなり、由布市の火葬料金5,000円よりも高額となるため、これまで大分市の火葬場を利用していた挾間町分の火葬年間約120件分が庄内の雲浄苑火葬場を選択されることが想定されます。

雲浄苑は建設から30年以上が経過しており、施設の老朽化に伴い修繕費も年々増加している中、火葬件数の増加によって運営上の支障が生じる可能性があります。そこで、大分市の改定額や近隣市町村との料金水準等を総合的に勘案し、今後も安定的な運営を継続していくため、火葬場の使用料を改定するものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

火葬の種別及び住所に応じた使用料について、表記のとおり改正いたします。改正後の使用料は、大分市の新たな使用料と同額となっております。

なお、令和8年1月1日を施行日としております。

詳細説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第83号について詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。議案第83号について詳細説明をいたします。

議案第83号、由布市公民館条例の一部改正について。

由布市公民館条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

本議案は、湯布院公民館ラックホールに新しくコンサート用グランドピアノが設置されたことによるピアノ及び音響反射板の使用を定めるものです。

使用料の算定については、由布市挾間健康文化センター、はさま未来館のピアノ及び音響反射板を基に使用料を算定し、施設間で不公平が出ないように算出いたしました。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第84号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。議案第84号について詳細説明をいたします。

議案第84号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

本議案は、大分都市広域圏において圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育・文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内予約システムの共同利用を行っており、これまでの社会教育施設等での運用に加え、今般、新たに豊後大野市が設置する豊後大野市多機能型武道場の相互利用について協議が整ったことから、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容を踏まえ、本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例、規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費につきましては、施設の所在する豊後大野市が負担することとなっております。

以上で詳細説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第85号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第85号について詳細説明をいたします。

議案第85号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,296万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億7,586万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年9月4日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。2ページにかけて、歳入歳出、款項ごとの補正額を計上しております。

3ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正です。1件の追加をお願いしております。畜産経営支援事業について、事業主体である県において年度内完了が困難になったことによるものになります。

4ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。1件の追加をお願いしております。一般廃棄物収集運搬業務

委託について、令和8年度から令和12年度までの5年間における限度額10億8,566万1,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

5ページをお願いします。

第4表、地方債補正です。湯平温泉振興推進事業債のほか6件の変更をお願いしておりまして、地方債の補正額限度額合計は10億6,100万円となります。

6ページから、補正予算事項別明細書となります。

9ページをお願いします。

歳入でございますが、まず、11款1項1目地方特例交付金及び12款1項1目地方交付税は、交付額の確定に伴う補正でございます。16款2項1目2節の総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国から一次交付が交付されたことから計上をいたしております。

11ページをお願いします。

20款1項1目1節他会計繰入金は、令和6年度決算に伴う介護保険特別会計からの過年度精算に伴う繰入れになります。また、2節の基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金より繰入れを7,269万7,000円減額をしております。

その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

歳出でございますが、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

2款1項5目、区分1、財産管理費は、当市が所有する公用車におきましてテレビ放送が視聴可能な機能が備えており、NHKと受信契約が必要であるが未契約となっているものがございました。NHK大分放送局と支払額について協議を進め、未払い額が確定しましたので計上するものになります。

17ページをお願いいたします。

2款1項6目、区分1、企業立地促進事業は、新たな雇用機会の創出や地方経済振興の促進を後押しするため、由布市庄内町に由布市工場を増設した株式会社AKシステムに対し、助成金として交付するため計上するものです。

2款1項7目、区分1、行政事務情報化推進事業は、土地開発等に関する申請において、その開発等に必要な条件や条例等の要件を満たさなければならない事項がエリアごとに異なり、職員の負担が多く、説明の有無がトラブルの要件になり得ることから、AIを活用し情報共有や抽出チェック、条例や事項等の考察を行い、画一的な窓口対応を提供するためのシステム開発業務を計上するものでございます。特定財源として県補助金を充当しております。

19ページをお願いいたします。

2款1項9目、区分3から区分5の地域コミュニティ形成促進事業、庄内、挾間及び湯布院は、

庄内地域阿蘇野地区、挾間地域谷地区、湯布院地域湯平地区の3地区のまちづくり協議会に対し、活動の取組を推進するため交付金を計上しております。財源として、各協議会に寄附されたふるさと納税を充当しております。

23ページをお願いいたします。

2款5項2目、区分1、国勢調査事業は、10月から行われる国勢調査に対し県委託金が確定したことから、指導員、調査員の報酬を追加計上しております。財源として県支出金を充当しております。

29ページをお願いいたします。

4款1項4目、区分1の予防接種推進事業は、高齢者新型ワクチン定期接種事業において、令和7年度に入り国からの助成事業終了が決定したことから、諸収入において4,150万円の交付がなくなりました。このことから、1人当たり1万5,600円かかる予防接種のうち、他の予防接種における自己負担等を鑑み、当初予定していた自己負担額2,000円を3,000円増額した5,000円として御負担いただくこととして、新型コロナワクチン予防接種事業を実施することとし、事業費を減額するものです。

4款1項5目、区分1、水道未普及地域改善事業は、由布市挾間町朴木の水道組合が管理する水道施設を改良するため、水道施設整備補助金の申請がなされたことから計上するものです。

区分2、火葬場運営整備事業は、本年度より市営火葬場における残骨灰の取扱いを変更したことに伴い、残骨灰で得た収入を火葬場利用者の環境改善につなげるため、施設に係る改修費等を計上するものです。

33ページをお願いいたします。

6款1項4目、区分1、畜産経営支援事業は、県要綱の改正があり、更新促進対策事業及び高能力雌牛保留促進対策事業が追加されたことに伴い、畜産事業者16者から申請がなされたことから計上するもので、申請に係る費用を頭数に応じ県・市が補助することとしております。

35ページをお願いいたします。

7款1項3目、区分1、観光振興事業の委託料は、湯布院地域におけるインバウンドを中心に多くの観光客が来訪し、特に湯の坪街道周辺エリアではトイレ不足が顕著になっていることから、この状況を把握し解消に向けて策を検討するため、由布院エリアトイレ改善支援業務を計上するものでございます。

37ページをお願いいたします。

8款2項1目、区分2の道路整備事業、防衛調整交付金事業は、市道並柳2号線道路改良事業に伴う水道管移設のため、工事負担金を計上するものです。

区分4、道路整備事業単独は、市道北方中央線など4路線の改良工事のため、測量設計費や用

地購入費に伴う費用を計上いたしております。

45ページをお願いいたします。

10款5項1目、区分1、学校給食センター管理事業は、今年度になって洗浄機修繕が急遽発生したため、給食センターに係る修繕費を追加計上するものになります。

49ページをお願いいたします。

11款2項1目、区分1、公共土木施設災害復旧費は、令和6年台風10号に係る災害復旧で市道三船橋目ノ子迫無田線の復旧のため、水道管及び排水管の仮設に係る工事負担金となります。

12款1項1目、区分1、元金及び2目の区分1の利子は、令和6年度の市債借入れにおいて、2年据置きを借入れを予定しておりましたが、日本銀行における長期金利を検討した結果、2年据置きを行わないこととしたことから、元金を増額し利子を減額するものです。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第86号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。議案第86号につきまして詳細説明をいたします。

議案第86号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,354万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,703万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、今年度保険税率を改定したことによる税込額の補正と、令和6年度決算による繰越金及び交付金等の額の確定に伴う返還金についての補正でございます。

事項別明細書により御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきまして、保険税率を改定したことにより、収入見込みを再算出し増額補正をしております。

11款1項2目、区分1、その他繰越金8,888万円でございますが、令和6年度決算による繰越金でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款1項1目、区分1、基金積立金1億3,202万1,000円でございますが、令和6年度

決算における繰越金から償還金を差し引いた残金及び保険税収の増加分を基金に積み立てるもの
でございます。

次に、中段、7款1項5目、区分1、保険給付費等交付金償還金でございますが、令和6年度
の国民健康保険給付費交付金が確定いたしまして過交付分の返還が生じたため、2,839万
3,000円を計上しております。

次に、下段、7款1項8目、区分1、特定健康審査等負担金償還金でございますが、令和6年
度の特定健康審査等負担金が確定いたしまして過交付分の返還が生じたため、313万
5,000円を計上しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第87号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。議案第87号について詳細説明をいた
します。

議案第87号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,773万7,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,301万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、由布市長。

まず、歳入ですが、事項別明細書7ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費負担金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負
担金は、令和6年度の精算に伴う追加交付分による増額でございます。

4段目の7款1項3目その他一般会計繰入金は、介護保険事務費を増額するものでございます。

7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、令和7年度の介護給付の負担額確定に伴い差額分
を増額するものでございます。

下段の8款1項1目繰越金につきましては、令和6年度の決算に伴い繰越額が確定したため増
額するものでございます。

次に、歳出ですが、9ページをお願いいたします。

上段、1款1項1目一般管理費については、限度額認定証と負担割合証等の様式の標準化に伴
う印刷製本費と介護認定調査で使用する公用車の修繕費を増額するものでございます。

中段、1款2項1目賦課徴収費の印刷製本費は、様式の標準化に伴う納付書作成のために増額
するものでございます。

下段、1款3項1目認定調査費の印刷製本費は、様式の標準化に伴う被保険者証作成のために増額するものでございます。

11ページをお願いします。

1款4項1目地域包括支援センター運営協議会費の報酬は、運営協議会が当初より会議の回数が増えるため増額するものでございます。

中段の2款1項1目介護サービス等諸費から同款の2項1目介護予防サービス等諸費、13ページをお願いいたします。同款の4項1目高額介護サービス等費、同款5項1目高額医療合算介護サービス等費においては、補正額はゼロでございますが、先ほど歳入で説明いたしました7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金の4万2,000円の充当先といたしまして、1項1目介護サービス等諸費3万8,000円、2項1目介護予防サービス等諸費1,000円、4項1目高額介護サービス等諸費1,000円、5項1目高額医療合算介護に2,000円を明記しております。

続きまして、下段の3款1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和6年度の繰越金の2分の1と利益分を増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

5款1項2目償還金は、令和6年度精算に伴い地域支援事業交付金の額が確定したため、返還分を増額するものでございます。

5款3項1目他会計繰出金は、令和6年度の精算に伴い一般会計の繰入金の額が確定したため、一般会計の繰入金への返還分を増額するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第88号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。議案第88号について詳細説明をいたします。

議案第88号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,994万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月4日提出、由布市長。

今回の補正は、令和6年度の決算に伴う繰越金の予算措置でございます。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目繰越金と8ページの歳出、4款1項1目予備費にそれぞれ248万3,000円を追加し、補正後の額といたしましては、繰越金を248万4,000円、予備費を258万5,000円とするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第89号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。議案第89号について詳細説明します。

議案第89号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度由布市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款農業集落排水事業収益、補正予定額954万3,000円、計9,085万6,000円、支出、第2款農業集落排水事業費用、補正予定額967万7,000円、計1億1,048万8,000円。

第3条、予算第4条の2中350万円を495万5,661円に、300万円を206万2,709円に改める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

詳細につきましては補正予算説明書で御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

まず、上段の収益的収入でございます。

1款1項2目1節受託工事収入954万3,000円の増額につきましては、支出の請負工事に伴う受託工事収入でございます。

次に、下段の収益的支出でございます。

2款1項3目30節請負工事費954万2,000円の増額につきましては、市道の災害復旧工事に伴う管渠仮設工事の追加計上でございます。

2款2項1目38節企業債利息13万5,000円の増額につきましては、企業債利息の増額によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和7年度由布市農業集落排水事業開始貸借対照表でございます。

こちらは、農業集落排水事業の地方公営企業法適用の開始に伴って作成した財務諸表でございます。本表中、2.流動資産の（2）未収金495万5,661円及び4.流動負債の（2）未払金206万2,709円については、令和6年度決算の確定に伴いその額が確定いたしました。

補正予算第3条は、これを反映するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第90号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。議案第90号につきまして詳細説明をいたします。

議案第90号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額649万5,000円、計8億8,800万9,000円。支出、第2款水道事業費用、補正予定額678万4,000円、計8億6,677万1,000円。第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億646万2,000円を不足する額3億958万4,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億646万2,000を過年度分損益勘定留保資金3億958万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額5,926万4,000円、計6億6,819万7,000円。

支出、第4款資本的支出、補正予定額6,238万6,000円、計9億7,778万1,000円。

第4条、予算第7条中、起債の目的、建設改良事業、限度額4億9,360万円を5億4,050万円に改める。

令和7年9月4日提出、由布市長。

詳細につきましては補正予算説明書で説明いたしますので、6ページ目をお開きください。

まず、収益的収入でございます。

1款2項5目2節その他雑収益649万5,000円の増額につきましては、消費税の確定申告に誤りが発見されたため、5年分の更正の請求を実施いたしまして消費税の返還を受けました。

水道事業において、南部谷地区水道施設建設に伴う償還元金の支払い分については、市補助金として一般会計より繰入れを行っています。この補助金については、消費税確定申告時に特定収入として扱い、借入れ時の税率で計算しなければならないところ、認識の相違で申告時の税率で計算をしており、消費税を多く納付していたことが判明し更正の請求を行いました。更正の期間が5年間のため、それより前の返還を受けることができませんでした。

次に、収益的支出です。

2款1項2目15節委託料325万円の増額につきましては、用地測量業務委託によるものでございます。

16節手数料53万5,000円の減額につきましては、科目の相違による減額でございます。その分を、資本的支出の委託料へ振り替えて計上しております。

30節請負工事費100万円の増額につきましては、電子メーター検定満期交換に伴う請負工事費の増額によるものでございます。

2款1項4目3節手当150万円の増額につきましては、時間外手当の追加による増額でございます。

2款2項1目38節企業債利息156万9,000円の増額につきましては、企業債利息の増額によるものでございます。

7ページをお開きください。

資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設企業債4,690万円の増額につきましては、支出の請負工事費の計上に伴う水道事業債の増額でございます。

3款2項1目1節工事負担金1,236万4,000円の増額につきましては、支出の委託料及び請負工事費に伴う工事負担金でございます。

8ページを開きください。

資本的支出でございます。

4款1項1目10節備消耗品費42万1,000円の増額につきましては、配水流量計の購入によるものでございます。

15節委託料3,097万8,000円の増額につきましては、市道並柳2号線道路改良事業に伴う送配水管布設替工事実施設計業務委託、低区配水池本管移設に伴う管理道路設置工事測量設計業務委託、低区配水池小ヶ倉水源付近、並柳導水管の用地購入に伴う不動産鑑定業務の追加でございます。

30節請負工事費3,076万7,000円の増額につきましては、市道上市無田1号線道路改良に伴う配水管布設工事ほか3件の配水管等の布設替工事及び谷地区送水用電磁流量計変換器更新工事ほか2件の機器更新工事の追加計上でございます。

44節用地購入費22万円の増額につきましては、水道施設用地購入費によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。内訳を記載しておりますので、御一読ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第3号から諮問第6号並びに議案第75号の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定しました。

まず、日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第3号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

次に、日程第17、諮問第4号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第4号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

次に、日程第18、諮問第5号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第5号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

次に、日程第19、諮問第6号、人権擁護委員の推薦についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第6号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

次に、日程第21、議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求

めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月8日の午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午まで、また、議案質疑に係る発言通告書の提出締切りは9月9日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時27分散会
